sawai

なによりも健やかな暮らしのために
サワイグループホールディングス株式会社

第4回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時
2025年6月25日(水曜日)
午前10時　受付開始:午前9時

開催場所
大阪市淀川区宮原五丁目２番30号
当社本社10階ホール

インターネット等又は郵送による議決権行使期限
2025年6月24日(火曜日)
午後5時20分

【ご協力のお願い】
株主の皆様におかれましては、**インターネット等又は郵送により事前の議決権行使**にご協力いただきますようお願い申し上げます。

お土産はご用意しておりません。

決議事項

第１号議案	剰余金の処分の件
第２号議案	定款一部変更の件
第３号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案	監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案	補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第７号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第８号議案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

証券コード：4887

証券コード4887
2025年６月９日
大阪市淀川区宮原五丁目２番30号

株　主　各　位

サワイグループホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長　澤　井　光　郎

第４回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第４回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上に「第４回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、次のいずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.sawaigroup.holdings/ir/stock/meeting/

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/4887/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
当社名又は証券コード(4887)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

当日ご出席されない場合は、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁から4頁までに記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認の上、インターネット等又は郵送により、2025年６月24日（火曜日）午後５時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日　　時　2025年６月25日（水曜日）午前10時　[受付開始：午前９時]

2. 場　　所　大阪市淀川区宮原五丁目２番30号
当社本社10階ホール

3. 目的事項

報告事項
1. 第４期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第４期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第８号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

◆電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

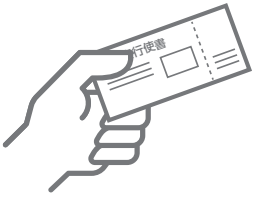
◆2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料の電子提供制度が開始されました。本制度は、株主総会資料につきまして、原則としてウェブサイトにアクセスしていただき、インターネットを通じてご覧いただくこととし、例外として株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求された株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。

◆本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
（1）事業報告の「企業集団の現況に関する事項(7)主要な事業内容(8)主要な事業所(9)従業員の状況(10)主な借入先の状況」「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「会社役員に関する事項(4)社外役員に関する事項(5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、（2）連結計算書類の「連結財政状態計算書」「連結純損益計算書」「連結持分変動計算書」「連結注記表」、（3）計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」（4）監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」「会計監査人の監査報告書」「監査役会の監査報告書」
なお、監査役及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

株主総会へ出席される場合



株主総会開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時 [受付開始：午前９時]

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等にて行使いただく場合



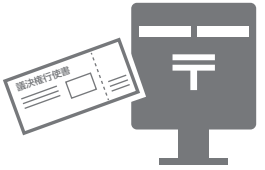
議決権行使ウェブサイトhttps://www.web54.netにアクセスし、画面の案内に従い賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時20分行使分まで

「インターネット等による議決権行使」については次頁をご参照ください。
スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

郵送により議決権を行使する場合



行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時20分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

複数回にわたり行使された議決権の取り扱いについて

(1) インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
(2) インターネット等により複数回議決権を行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

インターネットによる議決権行使について　0120－652－031（受付時間　午前９時～午後９時）

その他のご照会　0120－782－031（受付時間　午前９時～午後５時 土日休日を除く）

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

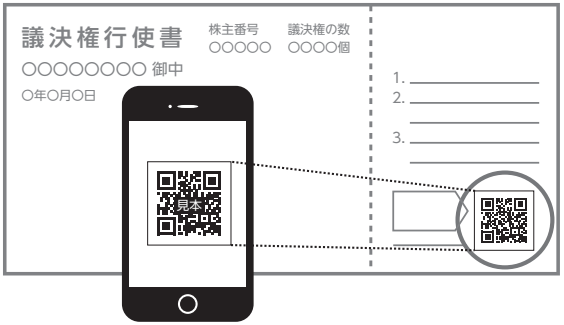
行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時20分行使分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

https://www.web54.net

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

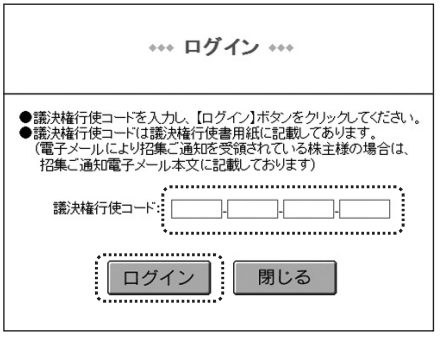
「スマート行使」による議決権行使は１回限りです。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従ってご入力ください。



機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する積極的な利益還元を経営上の重要課題と位置づけ、安定的な配当の実現を目指して取り組んでおります。

つきましては当期末配当金を、1株につき27円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　　27円

総　　額　　3,117,185,478円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

1 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの機能を高め、加速する外部環境の変化への対応力を一層強化し、さらなる発展を遂げるため、現行の「監査役会設置会社」から、「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしたいと存じます。

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更、その他各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
第　１　章　　総　則	第　１　章　　総　則
第４条（機関の設置） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	第４条（機関の設置） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （削除） （２）監査等委員会 （３）会計監査人
第　４　章　　取締役及び取締役会	第　４　章　　取締役及び取締役会
第18条（員数） 当会社の取締役は、12名以内とする。	第18条（員数） 当会社の取締役は、12名以内とする。
（新設）	２．前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、５名以内とする。
第19条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。	第19条（選任方法） 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
２．（条文省略） ３．（条文省略）	２．（現行どおり） ３．（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	4．補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第20条（任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条（任期） 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第21条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第21条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２．取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各１名を定めるものとし、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	２．取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名を定めるものとし、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の２日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。	第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の２日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	第25条（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第25条（条文省略）	第26条（現行どおり）
第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第27条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第27条（条文省略）	第28条（現行どおり）
第　５　章　　監査役及び監査役会 第28条（員数） 当会社の監査役は、５名以内とする。	第　５　章　　監査等委員会 （削除）
第29条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．当会社は、会社法第329条第３項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ４．前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
第30条（任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。	（削除）
第31条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
第32条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の２日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
第33条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（削除）
第34条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
第35条（監査役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	第29条（常勤の監査等委員） 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	第30条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、会日の２日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	第31条（監査等委員会規則） 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第　６　章　　計　算	第　６　章　　計　算
第36条～第39条（条文省略）	第32条～第35条（現行どおり）
（新設）	附則 第１条（監査役との責任限定契約に関する経過措置） 第４回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役５名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

各候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1	再任 男性 **澤井光郎**（さわいみつお）	代表取締役会長兼社長	14回/14回（100%）
2	再任 男性 **横田祥士**（よこたしょうじ）	取締役専務執行役員	14回/14回（100%）
3	再任 社外 独立 男性 **小原正敏**（おはらまさとし）	社外取締役	11回/14回（78.6%）
4	再任 社外 独立 男性 **三津家正之**（みつかまさゆき）	社外取締役	14回/14回（100%）
5	新任 社外 独立 女性 **相徳泰子**（あいとくやすこ）	—	—

新任　新任取締役候補者　　再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所届出独立役員候補者

1 澤井（さわい） 光郎（みつお）

再 任　男 性

生年月日	1956年 9 月28日生	**所有する当社株式の数**	3,171,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1982年 4 月　協和発酵工業株式会社（現協和キリン株式会社）入社 1989年 1 月　沢井製薬株式会社入社 2000年 6 月　同社取締役営業本部副本部長兼営業企画部長 2002年 6 月　同社常務取締役営業本部長兼営業企画部長 2005年 6 月　同社専務取締役営業本部長 2008年 6 月　同社代表取締役社長 2020年 6 月　同社代表取締役会長（現任） 2021年 4 月　当社代表取締役会長 2021年 4 月　当社グループ最高経営責任者（現任） 2023年 6 月　当社代表取締役会長兼社長（現任） 2023年 6 月　当社グループ最高執行責任者（現任）		
取締役候補者の選任理由	澤井光郎氏は、ジェネリック医薬品事業に精通しており、当社グループの企業価値の持続的向上を牽引する者として、その実績、能力、経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	澤井光郎氏と当社の間には特別の利害関係はありません。		

2 横田（よこた） 祥士（しょうじ）

再任　男性

生年月日	1957年７月22日生	**所有する当社株式の数**	2,500株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1982年４月　山之内製薬株式会社（現アステラス製薬株式会社）入社 2016年９月　沢井製薬株式会社入社 2017年６月　同社執行役員研究開発本部副本部長兼物性研究部長 2019年６月　同社常務執行役員研究開発本部長 2021年４月　同社取締役常務執行役員研究開発本部長 2021年４月　当社常務執行役員グループ研究開発統括役員 2023年６月　沢井製薬株式会社取締役専務執行役員研究開発本部長（現任） 2023年６月　当社取締役専務執行役員グループ研究開発統括役員（現任）		
取締役候補者の選任理由	横田祥士氏は、医薬品の研究開発に関して豊富な知識と長年の経験を有しており、その専門性と経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	横田祥士氏と当社の間には特別の利害関係はありません。		

3 小原（おはら） 正敏（まさとし）

社外取締役候補者 | 独立役員候補者 | 再 任 | 男 性

生年月日	1951年４月25日生	**所有する当社株式の数**	4,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1979年４月　大阪弁護士会弁護士登録 吉川綜合法律事務所（現きっかわ法律事務所）入所 1987年２月　米国ニューヨーク州弁護士登録 1988年１月　きっかわ法律事務所パートナー（現任） 2004年４月　近畿弁護士会連合会理事 2017年４月　大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長 2019年６月　沢井製薬株式会社社外取締役 2021年４月　当社社外取締役（現任） 2022年９月　澁谷工業株式会社社外監査役（現任） 2023年６月　アツギ株式会社社外取締役（現任）		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	小原正敏氏は、弁護士として豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		
特別の利害関係	小原正敏氏と当社の間には特別の利害関係はありません。		

（注）1. 小原正敏氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年３ヶ月となります。

2. 当社グループの沢井製薬における不適切な方法による試験行為について、小原正敏氏は、沢井製薬の取締役在任中より当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から法令遵守及びコンプライアンスの徹底などの提言を行っておりました。当該事実判明後は、再発防止のための助言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。

3. 当社は小原正敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4 三津家（みつか） 正之（まさゆき）

社外取締役候補者　独立役員候補者　再　任　男　性

生年月日	1954年10月30日生	**所有する当社株式の数**	100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1982年４月　三菱化成工業株式会社（現三菱ケミカル株式会社）入社 2009年６月　田辺三菱製薬株式会社取締役執行役員製品戦略部長 2012年４月　同社取締役常務執行役員開発本部長 2014年４月　同社代表取締役　専務執行役員 2014年６月　同社代表取締役社長　社長執行役員 2020年４月　同社取締役 2020年６月　同社相談役 2023年６月　当社社外取締役（現任）		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	三津家正之氏は、日本有数の医療用医薬品製造販売会社の経営トップの経験者として、非常に豊富な専門知識や経験等を有しており、独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	三津家正之氏と当社の間には特別の利害関係はありません。		

（注）1. 三津家正之氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。

2. 当社グループの沢井製薬における不適切な方法による試験行為は、三津家正之氏の就任以前の行為でありましたが、同氏は当該事実判明後、再発防止のための助言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。

3. 当社は三津家正之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5 相徳（あいとく） 泰子（やすこ）

社外取締役候補者 | 独立役員候補者 | 新　任 | 女　性

生年月日	1973年９月25日生	**所有する当社株式の数**	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1996年４月　鐘紡株式会社 入社　医薬品事業部 研究開発センター所属 1998年４月　日本シエーリング株式会社（現バイエル薬品株式会社） 入社　臨床開発部所属 2004年６月　同社臨床開発部 診断薬臨床開発マネージャー 2010年４月　バイエル薬品株式会社　開発部門　診断薬・婦人科領域臨床開発部長 2012年１月　同社メディカルアフェアーズ部門メディカルインフォメーション部長 2014年１月　同社マーケットアクセス部門長代理 2015年１月　同社マーケットアクセス部門長、執行役員 2024年２月　Tomo Value Healthcare Solutions設立（現任）		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	相徳泰子氏は、医薬品事業の企業経営及び医学・薬学における豊富な専門知識や経験等を有しており、独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	相徳泰子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。		

（注）1. 相徳泰子氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2. 相徳泰子氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

役員等賠償責任保険契約
当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D＆O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「４.会社役員に関する事項 (5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。 各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。 D&O保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

各候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1	新任 **男性** 坪倉忠男（つぼくらただお）	常勤監査役	14回/14回（100%）
2	新任 **社外** **独立** **女性** 谷口悦子（たにぐちえつこ）	―	―
3	新任 **社外** **独立** **女性** Nose Yukiyo（のせゆきよ）	―	―

新任　新任取締役候補者　　**社外**　社外取締役候補者　　**独立**　証券取引所届出独立役員候補者

1 坪倉（つぼくら） 忠男（ただお）

新　任　　男　性

生年月日	1961年３月３日生	所有する当社株式の数	3,200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2008年７月　沢井製薬株式会社入社 同社経営管理部長 2012年４月　同社総務部長 2018年６月　同社常勤監査役 2021年４月　同社監査役（現任） 2021年４月　当社常勤監査役（現任）		
取締役候補者の選任理由	坪倉忠男氏は、沢井製薬株式会社の経営管理部門責任者、総務部門責任者、監査役を、また2021年4月から当社常勤監査役を務め、当社における豊富な業務経験があり、財務及び会計に関する専門性と業務に関する幅広い知見を有し、職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	坪倉忠男氏と当社の間には特別の利害関係はありません。		

（注）坪倉忠男氏は、現在当社の常勤監査役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、当該責任限定契約を改めて契約する予定であります。

2 谷口（たにぐち） 悦子（えつこ）

社外取締役候補者　独立役員候補者　新　任　女　性

生年月日	1964年７月８日生	**所有する当社株式の数**	―株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1990年10月　監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）　入所 1994年５月　公認会計士登録 2011年６月　有限責任 あずさ監査法人 パートナー 2019年６月　有限責任 あずさ監査法人 退職 2019年７月　谷口悦子公認会計士事務所 代表（現任） 2021年６月　タツタ電線株式会社　社外取締役（監査等委員）		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	谷口悦子氏は、会計・税務の専門家としての経験及び幅広い見識を有し、当社の経営判断・執行に客観的、独立した立場で有用な助言や監査を受けられるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		
特別の利害関係	谷口悦子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。		

（注）1. 谷口悦子氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合は、会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2. 谷口悦子氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 谷口悦子氏は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に2019年6月まで勤務しておりましたが、退職後6年経過しており、独立性に問題はないものと判断しております。

3 Nose（のせ） Yukiyo（ゆきよ）

社外取締役候補者 | 独立役員候補者 | 新　任 | 女　性

生年月日	1963年11月16日生	所有する当社株式の数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1988年５月　医師免許取得 1997年６月　ハーバード大学公衆衛生学修士取得（国際政策・経営） 1997年９月　世界保健機構ジュネーブ本部　医務事官 2003年４月　国連エイズ合同計画ジュネーブ本部　企画顧問 2005年１月　国際労働機構　アフリカ地域最高技術顧問 2008年５月　株式会社デジタルプラザ（アメリカＩＴ商社）代表取締役 2020年３月　社長のための経営事務所　所長（現任） 2023年４月　中小企業診断士資格取得		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	Nose Yukiyo氏（日系アメリカ人）は、企業経営、医学・薬学、ESG分野に幅広く、永年関わった経験から相当程度の知見を有しており、独立した立場からのグローバルな視点での有用な助言や監査を受けられるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	Nose Yukiyo氏と当社の間には特別の利害関係はありません。		

（注）1. Nose Yukiyo氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合は、会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2. Nose Yukiyo氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

役員等賠償責任保険契約
当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「４.会社役員に関する事項 (5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。 各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。 D&O保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

【ご参考】第２号議案、第３号議案及び第４号議案をご承認いただいた場合の本株主総会終了後の取締役のスキルマトリックス

		氏　名	性　別	社外役員	国　籍	専　門　性　・　経　験						
						企業経営	ヘルスケア	グローバル	医学・薬学	財務・会計・税務	法務・リスクマネジメント	サステナビリティ・ESG
取締役	監査等委員以外	澤井 光郎	男性		日本	○	○					
		横田 祥士	男性		日本	○	○	○	○			
		小原 正敏	男性	◆	日本			○			○	○
		三津家 正之	男性	◆	日本	○	○		○			○
		相徳 泰子	女性	◆	日本	○	○	○	○			
	監査等委員	坪倉 忠男	男性		日本		○			○		
		谷口 悦子	女性	◆	日本					○		
		Nose Yukiyo	女性	◆	米国	○	○	○	○	○		○

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたしたく存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

候補者は次のとおりであります。

西村（にしむら）　善嗣（よしつぐ）

社外取締役候補者　**独立役員候補者**　**男　性**

生年月日	1957年１月10日生	**所有する当社株式の数**	― 株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1980年４月　大蔵省（現財務省）入省 1998年６月　同省金融企画局市場課投資サービス室長 2001年７月　国税庁東京国税局調査第一部長 2013年６月　同庁東京国税局長 2014年12月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 弁護士法人三宅法律事務所　客員弁護士（現任） 2015年６月　株式会社だいこう証券ビジネス監査役 税理士登録（東京税理士会）		
補欠の社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	西村善嗣氏は、長年にわたる財務省及び国税庁における豊富な経験を有しているほか、弁護士及び税理士としての専門知識と幅広い見識を有し、当社の経営判断・執行に客観的、独立した立場で有用な助言や監査を受けられるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		
特別の利害関係	西村善嗣氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

（注）1. 西村善嗣氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2. 西村善嗣氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 西村善嗣氏は、弁護士法人三宅法律事務所の客員弁護士であり、当社と同法律事務所との間には法律顧問契約に基づく役務提供等の取引関係がありますが、法律顧問としての役務は、同法律事務所の異なる弁護士から提供を受けております。また、双方いずれにおいても連結売上高又は取引高の１％未満及び1,000万円未満と僅少であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

役員等賠償責任保険契約
当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「４.会社役員に関する事項 (5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。 候補者が取締役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定であります。 D&O保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額につきましては、2022年６月24日開催の第１回定時株主総会において年額670百万円以内（うち、社外取締役分は100百万円以内）として承認され、今日に至っていますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

本議案は、現在の取締役の報酬等の額の定めを廃止した上で、新たに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を定めることとし、年額620百万円以内（うち、社外取締役分は100百万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案については、当社の指名・報酬等ガバナンス委員会における審議・答申を経て決定しております。各取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な金額、支給の時期等は、指名・報酬等ガバナンス委員会での審議・答申を経た上で、取締役会の決議により決定いたします。

取締役の報酬額には、使用人兼取締役の使用人部分の給与は含まれないものといたします。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は本招集ご通知に記載のとおりでありますが、本議案に基づく報酬等は、当該方針に沿うものであります。また、本議案は、当該方針に基づいて取締役の報酬等を支給するのに十分であることから、相当なものであると判断しております。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役は3名）であり、第２号議案及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり可決されますと、本議案に係る取締役の員数は5名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の事業規模、昨今の経済情勢、その他諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の職責に相応しい報酬水準とするため、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役が果たすべき職責に照らして相当であると判断しております。

なお、第２号議案及び第４号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり可決されますと、本議案に係る取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）となります。

本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第８号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な業績向上及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を割り当てる制度（以下、「本譲渡制限付株式報酬制度」という。）並びに、報酬と中長期的な会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することを目的として、各事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における当社取締役会が定める業績、株価指標等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式（以下、「業績連動型譲渡制限付株式」という。）を割り当てる制度（以下、「本業績連動型譲渡制限付株式報酬制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第６号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」の報酬等の額の範囲において、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として、また業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記１（２）に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.076％程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.76％程度）、下記２（２）に定める各事業年度において割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.152％程度（10年間に亘り、当該上限となる数の業績連動型譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1.52％程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告4(3)①「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の取締役（社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本議案（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

なお、本議案が承認可決された場合には、2022年６月24日開催の当社第１回定時株主総会においてご承認いただいた、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容の定めは廃止し、以後、これらの者に対して、当該定めに基づく株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わないものといたします。

現在の当社の取締役は５名（うち社外取締役３名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名（うち社外取締役３名）であり、対象取締役は２名となります。

記

１．本譲渡制限付株式報酬制度の概要

（１）譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記（３）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

（２）譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

（３）譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役及び執行役員（以下、「対象職位」という。）のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間Ⅰ」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式Ⅰ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに対象職位のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

また、本割当株式Ⅰのうち、上記①の譲渡制限期間Ⅰが満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、対象職位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに対象職位のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間Ⅰの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰにつき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

2．本業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の概要

（1）業績連動型譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、各事業年度を業績評価期間（以下、「対象期間」という。）として、対象取締役に対して、当該対象期間における当社取締役会が定める業績、株価指標等の数値目標等（以下、「業績評価指標」という。）の達成度合いに応じて、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を上記の年額の範囲内で支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける。

そのため、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給するか否か、支給する場合における当該金銭報酬債権の額及び交付する業績連動型譲渡制限付株式の数（以下、「交付株式数」という。）は確定していない。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること及び対象取締役（ただし、上記金銭報酬債権の支給までの間に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により対象職位のいずれの地位からも退任した者を除く。）が下記（6）に定める内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

初回の対象期間は、第５期事業年度（2025年４月１日～2026年３月31日）とし、以後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、各事業年度を新たな対象期間として業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことができるものとする。

（2）業績連動型譲渡制限付株式の総数

対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数は各対象期間につき200,000株以内とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとする。

（3）交付株式数の算定方法

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる業績評価指標は、当社取締役会において決定する。

具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定するものとする（ただし、１株未満の端数が生じた場合にはこれを切り上げるものとする。）。

各対象取締役に対して、以下の計算式に基づき算定される交付株式数の業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数を超える場合又は支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数及び総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数及び金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において合理的な方法により調整するものとする。

各対象取締役に対する交付株式数

報酬基礎額（※１）÷１株当たりの当社普通株式の価格（※２）

※１　各対象取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定する基準額に、各対象期間の業績評価指標の達成率等に応じ、０～200％の範囲で当社取締役会において決定する割合を乗じて算定する。

※２　基準額、業績評価指標等を決定する当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値

初回の対象期間における業績評価指標の構成及び算定方法は、以下の内容とする予定である。

【業績評価指標の構成】

	業績評価指標	構成比率
①	コア営業利益	50%
②	ＲＯＥ	30%
③	相対ＴＳＲ	20%

【業績評価指標の算定方法】

①と②は、評価対象事業年度の数値と過去３事業年度平均の数値との増減率、③は、同期間のＴＯＰＩＸとの比較に基づき算定する。

ただし、②に関しては、 ＲＯＥの数値に±１%以上の影響を及ぼすような多額の資産売却・構造改革費用の発生等、一過性の特殊要因がある場合は、これを除外して算定するものとする。

（4）交付要件等

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動型譲渡制限付株式を交付するものとする。

なお、業績連動型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行われ、その払込金額は業績連動型譲渡制限付株式の割当てに係る当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

① 対象期間終了後最初に開催される定時株主総会終結時点までの期間、対象取締役が継続して対象職位のいずれかの地位にあったこと

② 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

③ 当社取締役会が定めたその他必要と認められる要件を充足すること

なお、業績連動型譲渡制限付株式の交付前に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由又は死亡により対象職位のいずれの地位からも退任した場合には、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、当社取締役会が当該対象取締役の在任期間等を踏まえて合理的に定める交付株式数の価額に相当する額の金銭を、当該対象取締役（死亡による退任の場合は当該対象取締役の承継者となる相続人）に対して支給することができるものとする。

（5）組織再編等における取扱い

業績連動型譲渡制限付株式の交付前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、当社取締役会が在任期間等を踏まえて合理的に定める交付株式数の価額に相当する額の金銭を、対象取締役に対して支給することができるものとする。

（6）業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、業績連動型譲渡制限付株式の交付日から対象職位のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、当該対象取締役に割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式Ⅱ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

② 業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、対象職位のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって、本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除する。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式Ⅱの全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記と同様の譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式を、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、割り当てる予定です。

また取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり変更する予定です。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(a) 業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払い割合の決定方針の内容

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）及び譲渡制限付株式報酬で構成しております。

譲渡制限付株式報酬は、役位等に応じて一定のルールに従い事前に付与する勤務継続型譲渡制限付株式報酬と、当社の中長期的な企業価値向上目標の達成度に応じて一定のルールに従い事後に交付する業績連動型譲渡制限付株式報酬により構成しております。譲渡制限付株式報酬は、役位及び在職年数をベースに、別途定めた内規に従い、総報酬額の10%以上を目安に付与することとしております。

基本報酬と賞与の割合は、概ね３：１を目安としております。

(b)　業績連動報酬等に係る指標・当該指標を選択した理由

業績連動報酬に係る指標として、業績評価指標と担当部門評価指標の二つの指標を採用することとしており、このうち業績評価指標としては、原則として、営業利益から当社グループが定める非経常的な要因による損益を除外した「コア営業利益」をベースとして、これから研究開発費等投資的な経費を差し引く前の利益を「投資的経費差引前コア営業利益」として採用しております。担当部門評価指標は、当社の各事業年度目標と整合性を持った取締役ごとの指標で、担当分野に関する年度目標の達成度に応じた評価指標であります。代表取締役は業績評価指標のみとし、担当部門を有するその他の取締役に関しては、役位に応じてこの二つの指標の達成度に応じて、予め内規で定められた算定ルールに従って各事業年度終了後に決定されます。

当該指標を採用した理由は、業績評価指標に関しては、これが企業価値向上への貢献をより的確に反映する指標であると判断したことによるものです。また、代表取締役以外の担当部門を有する取締役に関しては、定量的な評価項目だけでなく、事業年度ごとに定性的な評価を含めた担当部門の評価目標を設定し、その達成度を合わせて評価することが望ましいと判断したことによるものです。なお、この定性的な評価には、リスクマネジメントやコンプライアンス等ＥＳＧに関する取り組みが含まれております。

また、当社の中長期的な企業価値向上目標の達成度に応じて交付する株式数を決定する業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る指標として、コア営業利益、ＲＯＥ、相対ＴＳＲを採用しております。コア営業利益とＲＯＥは、評価対象事業年度の数値と過去３事業年度平均の数値との増減率、相対ＴＳＲは、同期間のＴＯＰＩＸとの比較に基づき算出します。

(c)　業績連動報酬の額の決定方法

役職ごとに予め定めた基準額をベースに、原則として、上記業績評価指標の達成度に応じ、予め内規で定められた算定式に従い算出するものとしております。ただし、担当部門を有する取締役については、業績評価指標と担当部門評価目標の達成度の双方を加味して決定するものとしております。

(d)　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針の内容

役職ごとの役員の報酬等の額に関して、上場会社の役員報酬に関する調査機関のデータを参考にしつつ、当社の役職ごとの報酬の基準額を決定しております。また、全体としてその総額の基準額とその構成が、当社の中長期かつ持続的な企業価値向上に資する役員へのインセンティブとなること、当社の経営陣として優秀な人材の確保ができること、過度なリスクテイクを抑制することに沿ったものとなるように報酬体系を定めております。なお社外取締役は、固定報酬のみとしております。

以　上

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）は、持株会社体制の下、2027年３月期を最終年度とする中期経営計画「Beyond 2027（以下「中計」という。）」を発表し、同時に定量目標を修正した長期ビジョン「Sawai Group Vision 2030」では、2030年度に目標とする企業イメージを(創りたい世界像)「より多くの人々が身近にヘルスケアサービスを受けられ、社会の中で安心して活き活きと暮らせる世界」、(ありたい姿)「個々のニーズに応じた、科学的根拠に基づく製品・サービスを複合的に提供することで、人々の健康に貢献し続ける存在感のある会社」と掲げるとともに、「信頼される企業基盤の確立」を土台とし、さらに成長するために、「事業戦略」及び「経営基盤」に重点テーマを設定しました。「事業戦略」は「GE市場における着実な成長」「GEビジネスの持続性確立」「成長分野への継続的投資」を重点テーマとして設定し、「経営基盤」では「持続的成長を支える人財の創出」「サステナビリティへの取り組み」「資本効率改善」を重点テーマとして設定しております。

当社グループにおいては、2021年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太方針）において、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取り組みを進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80％以上とする」とされたのをはじめ、2022年４月の診療報酬改定では、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図る観点から、ジェネリック医薬品の調剤割合が高い薬局や使用割合が高い医療機関に重点を置いた評価の見直し等が行われました。その結果、2024年９月の政府の薬価調査による最新のジェネリック医薬品の数量シェアは85.0％となっています。さらに2024年９月の社会保障審議会医療保険部会では、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を改訂し、数値目標として、「主目標：医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80％以上（旧ロードマップから継続）」、「副次目標①：2029年度末までに、バイオシミラーが80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上」、「副次目標②：後発医薬品の金額シェアを2029年度末までに65％以上」が掲げられております（2024年９月の政府の薬価調査による後発医薬品の金額シェア62.1％）。また、2024年10月からはジェネリック医薬品のある長期収載品を患者さんが希望される場合は追加で患者負担を求める「選定療養」が導入され、これによりジェネリック医薬品の使用はさらに進むことが想定されます。

その一方、2020年末の準大手ジェネリック医薬品企業の製造する医薬品での健康被害の発生や、その後の大手ジェネリック医薬品企業をはじめとした複数のジェネリック医薬品企業の薬機法違反を起因として、医薬品全体で供給不安が生じています。このような状況の下、2022年８月から始まった厚生労働省の「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」では医薬品の流通、薬価制度、ジェネリック医薬品産業の構造上の問題などについて幅広い議論が行われ、2024年５月には「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造のあり方に関する検討会」報告書がまとめられ、６月に閣議決定された政府方針の「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太方針）には「足下の医薬品の供給不安解消に取り組むとともに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品業界の理想的な姿を見据え、業界再編も視野に入れた構造改革を促進し、安定供給に係る法的枠組みを整備する」と明記されています。これを受け、令和７年度薬価改定においては、国民負担軽減の観点はもとより、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保の要請にきめ細かく対応する観点から、品目ごとの性格に応じて改定の対象範囲が設定されての改定や最低薬価の引上げが行われます。また、後発医薬品の安定供給に向けては、少量多品目生産の非効率な生産体制の解消に向けて計画的に生産性向上に取り組む企業に対する施策（支援事業）や安定供給確保に向けた法的枠組みの整備が計画されています。

このような環境におきまして、中計の下、ジェネリック医薬品業界のリーディング・カンパニーとして、信頼される企業基盤の確立に努めつつ、当社グループでは、社会インフラとして持続的に社会に貢献することを目指し、「着実な成長」と「ビジネス持続性の確立」に取り組んでおります。

品質管理面においては、中核会社の沢井製薬株式会社（以下、「沢井製薬」という。）を中心に、製造管理・品質管理基準（GMP）を遵守した原薬の品質の確保、製造工場でのGMP遵守の恒常的確認による品質管理体制、国際基準であるPIC/S-GMPに基づく製造管理・品質管理を行う等の取組を行ってまいりました。また、2022年３月期には医療関係者の皆様が安心してご使用いただけるよう、沢井製薬では製品の製剤製造企業に関する情報と原薬製造所の監査に関する情報を公開し、「沢井製薬の品質に対する取組紹介動画」を公開する等の取組を行ってまいりました。しかしながら、沢井製薬の九州工場で製造するテプレノンカプセル50mg「サワイ」の安定性モニタリングの溶出試験において、不適切な試験が継続的に行われていたことが判明し、2023年12月に厚生労働省、大阪府及び福岡県から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」違反を理由とする行政処分を受けました。当該不適切試験が継続して実施されてきた原因について、人的要因に起因する問題として、①安定性モニタリングを軽視する風潮の蔓延、②上司の指示に疑問を持たずに従う傾向、③試験関与者のGMPに対する理解の欠如が、物的要因に起因する問題として、①品質管理・品質保証の観点からの実効的な監督体制の不備、②試験記録管理の不十分さ、③試験を担当する品質管理部の業務過多及び人員不足が挙げられます。信頼の回復に向けた再発防止策として、①沢井製薬社長直轄の企業風土改革プロジェクトの立ち上げ、②既存上市品の製造面及び品質面での再評価とその対策実施、③全従業員に対するGMP教育の再実施や、管理職・監督職の責任の明確化、工場の品質管理部門、品質保証部門への社内外からの人材確保推進などの沢井製薬生産本部における再発防止策の実施に一丸となって取り組んでおります。また、2024年12月には発がん性物質「ニトロソアミン類」の分析研究に特化した「神戸分析研究センター」を開設し、製剤中にごく微量に含まれる可能性のある「ニトロソアミン類」を対象として、試験法開発難易度の高い品目や分析優先度の高い品目の試験法開発及び実測を行うとともに、社外分析受託会社や社内分析部門に試験法の技術移転を進めていく予定です。

生産・供給体制面においては、ジェネリック医薬品の需要拡大や供給不安、エネルギー価格や原材料価格が高騰する中、さらなる高効率・低コストを追求しており、既存の沢井製薬の全国６工場それぞれの特徴を活かした生産効率のアップに取り組んでおります。それに加えて、2022年９月に、九州工場注射剤棟の竣工、並びに2024年７月に、第二九州工場の敷地内に最終的に35億錠の生産能力となる新たな固形剤棟が竣工しました。また、小林化工株式会社から生産活動に係る資産を譲受し、関連部門人員を受け入れたトラストファーマテック株式会社においては、沢井製薬の製品の受託製造を開始しております。今後、当社グループ生産能力年間250億錠体制に向け、引き続き体制の構築に取り組んでまいります。それらと合わせ、2022年３月期に開設・稼働した東日本第２物流センター、西日本第２物流センターを活用し、物流面での供給体制も強化しております。また、2024年６月には「後発品の安定供給に関連する情報の公表等に関するガイドライン」に従い、安定供給に関する情報開示を行う等、業界全体の安定供給体制構築に努めております。

販売面においては、原価高騰への対応策として、生産効率のさらなる改善と並行し、低薬価品を中心に原価高騰に伴う影響分を価格に反映しております。また、沢井製薬にて2024年６月に『ゾニサミドOD錠』を含む２成分３品目、12月に『リバーロキサバン錠』『リバーロキサバンOD錠』を含む５成分10品目が薬価収載されました。また、2025年３月には日本市場における経口抗凝固剤「ワーファリン」の権利をエーザイ株式会社から承継する契約を締結しました。循環器領域の製品ラインアップを拡充することで、当社グループのジェネリック医薬品とのシナジー効果を期待しております。

製品開発においては、沢井製薬にて、「お薬を服用する時により飲み心地がいいと感じられるような技術、お薬をより効率的に製造できる技術など、お薬に付加価値をプラスし、製剤上のハーモニーを生み出す技術」の中から６つを選択し、３つの技術カテゴリに分け、それらのオリジナル製剤化技術を総称して「SAWAI HARMOTECH®」と名付け、公開しております。そのうち「MALCORE®」の技術が旭化成創剤研究奨励賞を受賞しました。また、包装資材において、沢井製薬における最薄防湿PTPシートの開発や、一部製品のアルミピロー包材の変更等により環境に配慮した生産に取り組んでおり、８月にはゾニサミドOD錠TRE「サワイ」が、日本パッケージングコンテスト2024において「アクセシブルデザイン包装賞」を受賞し、７月には「安全という意識を醸成する・安心を提示することができる技術」として新技術ブランド「QualityHug®」を公開し、10月にはグッドデザイン賞を受賞しました。さらに、2025年１月には当社最薄防湿PTPシートを用いた包装パッケージがアジアスターコンテスト2024にて「アジアスター賞」を受賞する等、患者さんの気持ちに寄り添った製品の研究開発を進めてまいります。

さらに新たな取り組みとして、PHR（パーソナルヘルスレコード）事業に関しまして、2022年より大学、自治体、企業、医療機関等様々な団体との間で連携、利活用を進めており、2025年３月にFrontAct株式会社の全株式を取得し子会社化することについて、住友ファーマ株式会社と合意しました。デジタルヘルスケア事業での製品ラインナップの拡大とともに専門人材やノウハウを獲得して事業基盤の強化と成長を図り、デジタル技術を活用して人々の生活・健康をより良い方向に変化させてまいります。また、治療アプリ（DTx）に関しまして、2022年８月にNASH（非アルコール性脂肪肝炎：Non-Alcoholic Steatohepatitis）領域におけるDTxの開発及び販売ライセンス契約、2024年８月にアルコール依存症を適応としたDTxの販売ライセンス契約をそれぞれ株式会社CureAppとの間で締結しました。アプリを通じて、デジタルヘルスケア領域での技術や知見の強化とともに、IT技術を活用したソリューションを直接、患者さん・医療従事者の皆様にお届けすることを目指してまいります。医療機器事業においては、2023年12月に片頭痛の急性期治療に用いる医療機器として、厚生労働大臣から製造販売承認を取得した非侵襲型ニューロモデュレーション機器「レリビオン®」を中心として取り組んでまいります。

この結果、当社グループにおける継続事業の売上収益は189,024百万円（前期比6.9%増）、営業利益は20,807百万円（前期比11.7%増）、コア営業利益（参考値）は25,703百万円（前期比7.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は26,879百万円であり、沢井製薬の全国６工場、トラストファーマテックの３工場における生産設備の増強、並びに研究開発関係の設備増強を行っております。また、さらなる生産体制強化のため、沢井製薬第二九州工場の新固形剤棟建設を行いました。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、沢井製薬第二九州工場の新固形剤棟建設資金を使途として、2024年6月に普通社債10,000百万円を発行しました。また、経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的として取引銀行５行との間に2027年３月を期限とする16,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末においては、貸出コミットメントラインに係る借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

① 当社グループの現状認識

日本の医薬品市場を取り巻く環境としては、1961年に実現された国民皆保険制度の恩恵を受け、日本は世界最高水準の長寿社会を実現してきました。その反面、医療費をはじめとする社会保障費用は、年々増加の一途を辿っているため、少子高齢化も相まって現役世代の負担がますます重くなり、一定の自己負担で高水準の医療を受けられる仕組みの維持が困難になりつつあります。

このような状況に対して、近年、医療の質を落とすことなく、医療の効率化（医療費の削減）を図るべく、ジェネリック医薬品の使用促進が図られてきました。

政府は2017年６月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」（骨太方針）及び、2019年６月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」（骨太方針2019）において「2020年９月までの後発医薬品使用割合80%」を目標として、「後発医薬品の使用促進について、安定供給や品質のさらなる信頼性確保を図りつつ」、「インセンティブ強化も含めて引き続き取り組む」とし、さらに、2021年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太方針）では、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取り組みを進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」とされています。

ジェネリックシェア80%時代を迎え、ジェネリック医薬品が担う責任と重要性の高まっていく中で、グループの中核会社である沢井製薬の九州工場で製造するテプレノンカプセル50mg「サワイ」の安定性モニタリングの溶出試験において、不適切な試験が継続的に行われていたことが判明し、沢井製薬が2023年12月に厚生労働省、大阪府及び福岡県から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」違反を理由とする行政処分を受けました。不適切な方法による試験行為に対する再発防止策に取り組み、当社グループ製品の品質に対する信頼性を確保するとともに、安定供給体制を構築していくことが、当社グループとして果たすべき社会的責任であると認識しています。

一方、政府により決定された薬価制度の抜本改革によって、通常の２年に１度の薬価改定の間の年度においても薬価調査・薬価改定（中間年改定）が導入されたことで毎年の薬価改定が行われる状況になっており、今後薬価の下落影響が拡大し続ける可能性があります。

このような経営環境の中で当社グループは、ジェネリック医薬品業界のリーディング・カンパニーとして、いち早く新しいジェネリック医薬品を開発・上市するとともに、品質・安定供給・情報提供においてトップレベルの水準を維持し続けることにより、ブランド価値を高め、競争に打ち勝つことが、持続的に成長していくために不可欠との判断の下、その達成のために次の②にあげた７点が最重要課題であると認識しております。

② 当面の対処すべき課題及び具体的取り組み状況等

[1] 信頼性の向上

ジェネリック医薬品の品質を確保し、信頼性を向上していくことが、医薬品メーカーとしての当社グループの責務です。こうした中、沢井製薬の九州工場で不適切な試験が継続して実施されてきた原因を踏まえ、再発防止策として、①沢井製薬社長直轄の企業風土改革プロジェクトの実施、②既存上市品の製造面及び品質面での再評価とその対策実施、③全従業員に対するGMP教育の再実施や、管理職・監督職の責任の明確化、工場の品質管理部門、品質保証部門への社内外からの人材確保推進などの沢井製薬生産本部における再発防止策の実施を掲げ、すでに取り組みを開始しており、グループ一丸となって継続して取り組むことで、信頼性の回復と向上に努めてまいります。

[2] 安定供給の維持・確保

治療を必要とする患者さんの元に高品質な医薬品を安定的に供給することは、医薬品メーカーにとって最も重要な使命の一つです。生産設備の拡充による生産能力の増強をはじめとし、世界中から高品質で適切な原材料を確保し、適宜適切かつ継続的な設備投資、厳格な基準による製造管理・品質管理を行うとともに、的確な需要予測と適正在庫の確保を行うことを通じて、安定供給の維持・確保を図り、ジェネリック医薬品の需要増に対応してまいります。また、災害時にも安定供給を維持できるよう策定したＢＣＰ（事業継続計画）に基づき、原材料の複数ソース化、生産機械の共通化、代替要員の確保、人財の多能職化並びに工場間の人財交流及び技術の標準化等に取り組んでまいります。

[3] 高付加価値ジェネリック医薬品のいち早い開発と確実な上市

競合が多いジェネリック医薬品業界において競争に打ち勝つためには、市場環境、患者さんや医療従事者のニーズに応えた他社品目との差別化が重要であり、また、一番手で上市することがジェネリック医薬品として患者さんのニーズに応えることにもなります。特許・技術・コスト・効率化等の諸課題に挑戦し、高付加価値ジェネリック医薬品の確実な一番手上市を目指してまいります。

[4] 情報提供の充実

医薬品は、正確な情報を伴ってはじめて患者さんの治療目的が達成されるものであります。ＭＲの活動のみならず、ウェブやコールセンター等のマルチチャネルを効率的に活用し、情報提供力の充実・強化を図ります。正確な効能・効果、用法・用量、副作用、品質や付加価値といった医薬品情報のほか有用な情報を医療関係者に迅速かつ確実に提供し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

[5] マーケティング機能の充実

競争優位を確立するためには、マーケット分析に基づいた的確な開発品目の選定、ターゲティングの明確化によるＭＲの生産性の向上が不可欠であります。マーケティング機能の充実と薬価制度改革や医療政策の変化等に伴う競争環境の変化を踏まえた営業戦略の見直しを図ってまいります。

[6] 企業体質・経営管理の強化

沢井製薬が行政処分を受けた不適切な試験の背景として①安定性モニタリングを軽視する風潮の蔓延、②上司の指示に疑問を持たずに従う傾向、③試験関与者のGMPに対する理解の欠如といったコンプライアンス体制、意識に関連する事象が挙げられており、企業理念の浸透、コンプライアンス委員会の活動強化、リスク管理の充実、内部統制の整備・拡充といったコーポレート・ガバナンスの強化とＳＤＧｓに沿った取り組みによって企業体質の改善、強化を図ってまいります。また、環境変化に的確に対応できるよう意思決定や事業展開のスピードを追求するとともに、コスト削減等による徹底したコスト競争力の強化や業務の効率化、業容拡大に伴う経営基盤の整備・強化、会社の成長を支える人財の育成、ダイバーシティへの取り組みといった企業体質及び経営管理の強化に取り組んでまいります。

[7] 新規事業基盤の構築・強化

当社グループが中長期ビジョンの達成を目指すにあたり、また、将来にわたって持続的成長を遂げていくためには、既存のジェネリック医薬品事業以外の新規領域への展開を図っていく必要があります。併せて、ジェネリック医薬品事業の周辺ヘルスケア分野への新たな展開に向け、事業分野調査をはじめとした新たな事業分野の開拓、展開に取り組んでまいります。

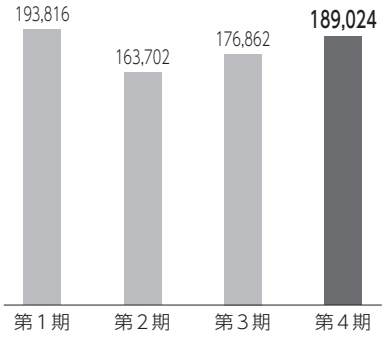
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

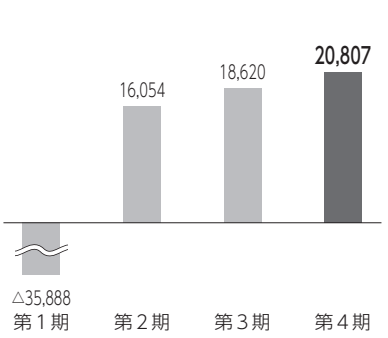
区　　分	第１期 2021 年４月１日～ 2022 年３月31日	第２期 2022 年４月１日～ 2023 年３月31日	第３期 2023 年４月１日～ 2024 年３月31日	第４期 (当連結会計年度) 2024 年４月１日～ 2025 年３月31日
売上収益（百万円）	193,816	163,702	176,862	189,024
営業利益（△損失）（百万円）	△35,888	16,054	18,620	20,807
親会社の所有者に帰属する当期利益（△損失）（百万円）	△28,269	12,667	13,695	23,528
基本的１株当たり当期利益（△損失）（円）	△215.18	96.42	104.22	189.77
総資産（百万円）	349,502	364,165	382,024	349,425
親会社の所有者に帰属する持分（百万円）	190,067	201,643	212,662	185,412
１株当たり親会社所有者帰属持分（円）	1,446.77	1,534.89	1,618.32	1,605.98

(注) 1. IFRSに準拠した用語により表示しております。IFRSに準拠した用語について、日本基準による用語では、「売上収益」は「売上高」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「基本的１株当たり当期利益」は「１株当たり当期純利益」、「親会社の所有者に帰属する持分」は「純資産」、「１株当たり親会社所有者帰属持分」は「１株当たり純資産」となります。
2. 第３期において、米国事業を非継続事業に分類しております。これにより、売上収益、営業利益は非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しております。なお、第２期についても同様に組み替えて表示しております。
3. 当社は2024年10月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。第１期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的１株当たり当期利益及び１株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

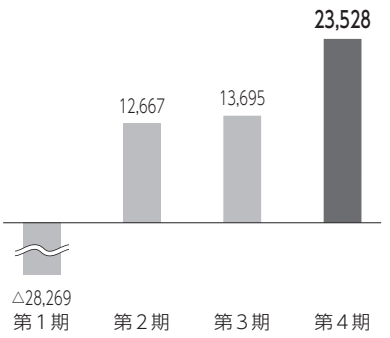
● **売上収益**（百万円）



● **営業利益**（百万円）



● **親会社の所有者に帰属する当期利益**（百万円）



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(国内)			
沢井製薬株式会社	41,219百万円	100%	医薬品製造販売業
メディサ新薬株式会社	91百万円	100%	医薬品販売業
化研生薬株式会社	52百万円	100%	医薬品製造販売業
トラストファーマテック株式会社	101百万円	100%	医薬品製造販売業

(注) 出資比率には子会社を通じた間接所有分を含みます。

③ 特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
沢井製薬株式会社	大阪市淀川区宮原五丁目2番30号	119,839百万円	233,589百万円

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

医療用医薬品の製造・販売を行う国内外の子会社の株式若しくは持分の保有、当該会社の事業活動の管理及び経営支援並びに指導

(8) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

会社名	区分	拠点
サワイグループホールディングス株式会社	本社	本社（大阪市淀川区）
沢井製薬株式会社	本社	本社（大阪市淀川区）
	工場	鹿島（茨城県神栖市）、関東（千葉県茂原市）、三田（兵庫県三田市）、三田西（兵庫県三田市）、九州（福岡県飯塚市）、第二九州（福岡県飯塚市）
	支店	札幌（札幌市中央区）、仙台（仙台市宮城野区）、北関東（群馬県高崎市）、東京第一（東京都中央区）、東京第二（さいたま市中央区）、名古屋（名古屋市中区）、大阪（大阪市旭区）、広島（広島市中区）、福岡（福岡市博多区）
	営業所	東京西（東京都立川市）、横浜（横浜市港北区）、厚木（神奈川県厚木市）、千葉（千葉市美浜区）、静岡（静岡市葵区）、京都（京都市南区）、神戸（神戸市中央区）、高松（香川県高松市）、岡山（岡山市北区）、熊本（熊本市中央区）
	研究開発	研究所（大阪市淀川区）、開発センター（大阪府吹田市）
メディサ新薬株式会社	本社	本社（大阪市淀川区）
化研生薬株式会社	本社	本社（東京都中野区）
	工場	八郷（茨城県石岡市）
トラストファーマテック株式会社	本社	本社（福井県あわら市）
	工場	矢地第一（福井県あわら市）、清間第一（福井県あわら市）、清間第二（福井県あわら市）

(注)　2024年９月24日 熊本営業所は熊本市東区から熊本市中央区へ移転いたしました。

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,310名	△172名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

② 当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
98名	21名	44.4歳	8.8年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。
2. 平均勤続年数については従前の沢井製薬からの勤続年数を引き継いで計算しております。

(10) 主な借入先の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	31,994百万円
株式会社三菱UFJ銀行	14,415
株式会社日本政策投資銀行	13,000
株式会社みずほ銀行	4,867

(注) 沢井製薬においては、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行５行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。
当連結会計年度末における貸出コミットメントラインに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントライン総額	16,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	16,000百万円

② 当社

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	24,994百万円
株式会社三菱UFJ銀行	11,915
株式会社みずほ銀行	4,367
メディサ新薬株式会社	2,000

(注) メディサ新薬株式会社は、連結子会社であります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　232,800,000株

(2) 発行済株式の総数　115,451,314株

（注） 自己株式　16,018,103株を除いております。

(3) 株　主　数　12,404名

(4) 大　株　主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	22,353,900株	19.36%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	13,379,400	11.58
澤井光郎	3,171,700	2.74
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	3,029,200	2.62
澤井健造	2,562,000	2.21
BNYM AS AGT／CLTS 10 PERCENT	2,195,966	1.90
JP MORGAN CHASE BANK 385840	2,021,700	1.75
株式会社三井住友銀行	1,950,000	1.68
澤井光郎株式会社	1,935,000	1.67
JPモルガン証券株式会社	1,754,907	1.52

（注）1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 澤井健造氏の株式については、株式の管理を目的とする信託契約を締結しております。なお、当該株式に関する株主名簿上の名義は「特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行」であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使価額	新株予約権の行使期間	新株予約権の主な行使条件	保有状況
2021年第1回発行新株予約権	6個	当社普通株式3,600株（新株予約権1個につき600株）	新株予約権1個あたり979,000円（1株あたり4,895円）	株式1株あたり1円	2021年4月1日から2043年7月10日までとする	(注) 2.	取締役（社外取締役を除く）6個（1名）
2021年第2回発行新株予約権	5個	当社普通株式3,000株（新株予約権1個につき600株）	新株予約権1個あたり911,000円（1株あたり4,555円）	株式1株あたり1円	2021年4月1日から2044年8月11日までとする	(注) 2.	取締役（社外取締役を除く）5個（1名）
2021年第3回発行新株予約権	5個	当社普通株式3,000株（新株予約権1個につき600株）	新株予約権1個あたり1,098,200円（1株あたり5,491円）	株式1株あたり1円	2021年4月1日から2045年7月10日までとする	(注) 2.	取締役（社外取締役を除く）5個（1名）
2021年第4回発行新株予約権	4個	当社普通株式2,400株（新株予約権1個につき600株）	新株予約権1個あたり1,265,600円（1株あたり6,328円）	株式1株あたり1円	2021年4月1日から2046年7月12日までとする	(注) 2.	取締役（社外取締役を除く）4個（1名）
2021年第5回発行新株予約権	6個	当社普通株式3,600株（新株予約権1個につき600株）	新株予約権1個あたり895,600円（1株あたり4,478円）	株式1株あたり1円	2021年4月1日から2047年7月12日までとする	(注) 2.	取締役（社外取締役を除く）6個（2名）
2021年第6回発行新株予約権	8個	当社普通株式4,800株（新株予約権1個につき600株）	新株予約権1個あたり701,400円（1株あたり3,507円）	株式1株あたり1円	2021年4月1日から2048年7月11日までとする	(注) 2.	取締役（社外取締役を除く）8個（2名）
2021年第7回発行新株予約権	17個	当社普通株式10,200株（新株予約権1個につき600株）	新株予約権1個あたり879,000円（1株あたり4,395円）	株式1株あたり1円	2021年4月1日から2049年7月10日までとする	(注) 2.	取締役（社外取締役を除く）17個（2名）

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使価額	新株予約権の行使期間	新株予約権の主な行使条件	保有状況
2021年第８回発行新株予約権	17個	当社普通株式10,200株（新株予約権１個につき600株）	新株予約権１個あたり714,600円（１株あたり3,573円）	株式１株あたり１円	2021年４月１日から2050年７月８日までとする	（注）２.	取締役（社外取締役を除く）17個（2名）
2021年第９回発行新株予約権	10個	当社普通株式6,000株（新株予約権１個につき600株）	新株予約権１個あたり637,400円（１株あたり3,187円）	株式１株あたり１円	2021年7月15日から2051年７月14日までとする	（注）２.	取締役（社外取締役を除く）10個（1名）
2022年7月発行新株予約権	57個	当社普通株式34,200株（新株予約権１個につき600株）	新株予約権１個あたり551,800円（１株あたり2,759円）	株式１株あたり１円	2022年7月12日から2052年７月11日までとする	（注）２.	取締役（社外取締役を除く）57個（2名）
2023年7月発行新株予約権	29個	当社普通株式17,400株（新株予約権１個につき600株）	新株予約権１個あたり405,600円（１株あたり2,028円）	株式１株あたり１円	2023年7月13日から2053年７月12日までとする	（注）２.	取締役（社外取締役を除く）29個（2名）
2024年7月発行新株予約権	21個	当社普通株式12,600株（新株予約権１個につき600株）	新株予約権１個あたり1,003,200円（１株あたり5,016円）	株式１株あたり１円	2024年7月11日から2054年７月10日までとする	（注）２.	取締役（社外取締役を除く）21個（2名）

（注）1. 当社は、2020年12月21日開催の沢井製薬株式会社臨時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に沢井製薬株式会社が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が発行されています。

2. 新株予約権の主な行使条件

イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使することができる。

ロ. 新株予約権者が、行使期間終了日の１年前までに地位喪失日を迎えなかった場合は、その日から行使期間終了日の間に、新株予約権を行使することができる。

（2）当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区　　分	2024年7月発行新株予約権
発行決議の日	2024年6月25日
新株予約権の数	75個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 45,000株（新株予約権１個につき600株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個あたり1,003,200円（１株あたり5,016円）
新株予約権の行使価額	株式1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2024年7月11日から2054年７月10日までとする
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できる
交付状況	当社執行役員51個（9名）、子会社取締役及び執行役員24個（５名）

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	澤井光郎	グループ最高経営責任者 グループ最高執行責任者 沢井製薬株式会社代表取締役会長
取締役	横田祥士	専務執行役員グループ研究開発統括役員 沢井製薬株式会社取締役
取締役	小原正敏	きっかわ法律事務所パートナー 澁谷工業株式会社社外監査役 アツギ株式会社社外取締役
取締役	東堂なをみ	大阪鉄商健康保険組合健康管理室　医師
取締役	三津家正之	
常勤監査役	坪倉忠男	沢井製薬株式会社監査役
監査役	友廣隆宣	神戸海都法律事務所パートナー　弁護士 極東開発工業株式会社社外取締役
監査役	平野潤一	平野潤一税理士事務所　代表　税理士

(注) 1. 小原正敏氏、東堂なをみ氏及び三津家正之氏は、社外取締役であります。
2. 友廣隆宣氏及び平野潤一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役平野潤一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役小原正敏氏、社外取締役東堂なをみ氏、社外取締役三津家正之氏、社外監査役友廣隆宣氏及び社外監査役平野潤一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払い割合の決定方針の内容

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）及びストックオプションで構成しております。基本報酬と賞与の割合は、概ね３：１を目安としております。ストックオプションは、役位及び在職年数をベースに、別途定めた内規に従い、総報酬額の10%以上を目安に付与することとしております。

(b) 業績連動報酬に係る指標・当該指標を選択した理由

業績連動報酬に係る指標として、業績評価指標と担当部門評価指標の二つの指標を採用することとしており、このうち業績評価指標としては、原則として、営業利益から当社グループが定める非経常的な要因による損益を除外した「コア営業利益」をベースとして、これから研究開発費等投資的な経費を差し引く前の利益を「投資的経費差引前コア営業利益」として採用しております。担当部門評価指標は、当社の各事業年度目標と整合性を持った取締役ごとの指標で、担当分野に関する年度目標の達成度に応じた評価指標であります。代表取締役は業績評価指標のみとし、担当部門を有するその他の取締役に関しては、役位に応じてこの二つの指標の達成度に応じて、予め内規で定められた算定ルールに従って各事業年度終了後に決定されます。

当該指標を採用した理由は、業績評価指標に関しては、これが企業価値向上への貢献をより的確に反映する指標であると判断したことによるものです。また、代表取締役以外の担当部門を有する取締役に関しては、定量的な評価項目だけでなく、事業年度ごとに定性的な評価を含めた担当部門の評価目標を設定し、その達成度を合わせて評価することが望ましいと判断したことによるものです。なお、この定性的な評価には、リスクマネジメントやコンプライアンス等ＥＳＧに関する取り組みが含まれております。

(c) 業績連動報酬の額の決定方法

役職ごとに予め定めた基準額をベースに、原則として、上記業績評価指標の達成度に応じ、予め内規で定められた算定式に従い算出するものとしております。ただし、担当部門を有する取締役については、業績評価指標と担当部門評価目標の達成度の双方を加味して決定するものとしております。

(d)　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針の内容

役職ごとの役員の報酬等の額に関して、上場会社の役員報酬に関する調査機関のデータを参考にしつつ、当社の役職ごとの報酬の基準額を決定しております。また、全体としてその総額の基準額とその構成が、当社の中長期かつ持続的な企業価値向上に資する役員へのインセンティブとなること、当社の経営陣として優秀な人材の確保ができること、過度なリスクテイクを抑制することに沿ったものとなるように報酬体系を定めております。なお社外取締役は、固定報酬のみとしております。

また、この決定方針は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬等ガバナンス委員会において取締役の報酬に関する事項を審議した後、取締役会への答申を行い、決定しております。

指名・報酬等ガバナンス委員会の委員は、３名以上かつその半数以上は独立社外取締役でなければならないこととしており、各取締役（社外取締役を除く）の成果の評価を行い、その結果と業績を反映した業績連動報酬としての賞与支給に関する審議を行い、その審議結果を取締役会に答申し、最終決定が行われており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②　取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、年額670百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、（当該取締役の報酬限度額の範囲内で）年額100百万円以内とそれぞれ2022年６月24日開催の第１回定時株主総会において決議されております。なお、当社の当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役は２名）、監査役の員数は３名（うち社外監査役は２名）です。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	132百万円 (34)	92百万円 (34)	20百万円 (—)	21百万円 (—)	5名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	29 (11)	29 (11)	— (—)	— (—)	3名 (2)

(注) 1．取締役の業績連動報酬等は、当事業年度中に費用計上すべき金額を記載しております。
当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績は次のとおりであります。

	目標	実績
投資的経費差引前コア営業利益（※）	38,000百万円	34,140百万円

（※）内規に基づき事業再編等の影響を考慮し算出しております。

2．取締役に対する非金銭報酬は、2024年6月25日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役２名に付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額21百万円（報酬としての額）であります。
当該新株予約権の内容は以下のとおりであります。
(1) 新株予約権の割当個数
株式１株当たりの公正価格に200を乗じた数で除した個数を基準に、取締役（社外取締役を除く）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、指名・報酬等ガバナンス委員会での審議・答申を経た上で、取締役会の決議により決定いたします。
(2) 新株予約権の払込金額
新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際して公正な算定方式により算定された公正価格を基準として取締役会の決議により決定いたします。
(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式12,600株（新株予約権１個につき600株）
2024年10月１日付で行った普通株式１株につき３株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の数」は調整しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役小原正敏氏は、きっかわ法律事務所のパートナーであります。なお、当社ときっかわ法律事務所との間には特別な関係はありません。同氏は、澁谷工業株式会社の社外監査役に2022年９月より就任しており、沢井製薬株式会社と澁谷工業株式会社は取引関係がありますが、双方いずれにおいても連結売上高又は取引高の１％未満であります。また、同氏は、アツギ株式会社の社外取締役に2023年６月より就任しておりますが当社グループとの取引関係はありません。社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

取締役東堂なをみ氏は、大阪鉄商健康保険組合健康管理室に勤務しております。なお、当社と大阪鉄商健康保険組合健康管理室との間には特別な関係はありません。

監査役友廣隆宣氏は、神戸海都法律事務所のパートナーであります。なお、当社と神戸海都法律事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、極東開発工業株式会社の社外取締役に2023年６月より就任しておりますが当社グループとの取引関係はありません。

監査役平野潤一氏は、平野潤一税理士事務所の代表であります。なお、当社と平野潤一税理士事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会への出席状況及び発言状況

取締役小原正敏氏は当期開催された取締役会14回中11回に出席し、取締役東堂なをみ氏は当期開催された取締役会14回全てに出席し、また、取締役三津家正之氏は当期開催された取締役会14回全てに出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

監査役友廣隆宣氏は当期開催された取締役会14回中13回に出席し、また、監査役平野潤一氏は当期開催された取締役会14回全てに出席し、出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

ロ．監査役会への出席状況及び発言状況

監査役友廣隆宣氏は当期開催された監査役会15回全てに出席し、また、監査役平野潤一氏は当期開催された監査役会15回全てに出席し、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

ハ．社外役員が期待される役割に関して行った職務の概要

小原正敏氏、東堂なをみ氏及び三津家正之氏は、取締役会において、豊富な経験と専門的知識に基づく独立した立場からの有用な助言を行うほか、指名・報酬等ガバナンス委員会に委員として出席し審議を行うなど、経営陣の監督に務めております。なお、当社グループの沢井製薬においては、直近年度において不適切な方法による試験行為が判明いたしました。社外取締役の小原正敏氏、東堂なをみ氏は沢井製薬の取締役在任中より、また社外監査役の友廣隆宣氏、平野潤一氏は沢井製薬の監査役在任中より当該事実について事前に認識しておりませんでしたが、日頃から法令遵守及びコンプライアンスの徹底などの提言を行っておりました。また、社外取締役の三津家正之氏は当該事実の判明時点において取締役に就任していませんでした。当該事実判明後は、社外役員5名とも再発防止のための助言を行うなど、社外取締役・社外監査役としての職責を果たしております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者には、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等が含まれており、保険料は全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	金　額
公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬	64百万円
公認会計士法第２条第１項の監査業務以外の報酬	2
合　　計	66

当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	158

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査に対する報酬が含まれております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、上記2. の監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 上記のほか、会計監査人と同一のネットワークに対する報酬として、当社グループの監査業務以外の報酬１百万円があります。
5. 会計監査人に対して、当社は公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成を委託し対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。なお、記載内容は、2025年４月25日開催の取締役会決議に基づいております。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築してまいります。また、公正さと透明性の高い経営を実現していくにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置づけ、「なによりも健やかな暮らしのために」という企業理念のもと、様々なステークホルダーに対して取るべき行動基準や各種社内規程に基づく企業活動を進めてまいります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．役職員挙げて「グループ企業理念」及び「グループ行動基準」に基づく業務運営に努めるとともに、法令及び社内規程の遵守を徹底する。

ロ．指名・報酬等ガバナンス委員会を設置し、経営陣幹部の選任・解任、報酬、後継者計画等のガバナンスに関する重要事項に関する審議を行い、取締役会に助言・提言することにより、取締役会の機能の独立性、客観性及び透明性の向上並びに説明責任の強化に努める。

ハ．グループコンプライアンス委員会を設置し、①コンプライアンスに関する当社グループの基本方針の審議及び決定、②当社のコンプライアンス体制の構築及び整備並びにグループ各社のコンプライアンス体制の構築及び整備の支援、③当社及びグループ各社のコンプライアンス上の重要な事項の把握及び取締役会への報告、④企業倫理ヘルプラインに係る調査結果への対応及び⑤コンプライアンス向上施策の決定、進捗のモニタリングなどを行う。

ニ．「企業倫理ヘルプライン規程」に不正行為の通報及びそれに関する相談を適切に処理するための仕組みを定め、不正行為の未然防止、早期発見及び、是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資する。

ホ．社長直轄のグループ経営監査室が内部監査を実施する。また、監査役は取締役の職務の執行を監査する。

ヘ．社内外に対する、一貫した信頼のおける会社情報の適時・適切な開示に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．「文書管理規程」に基づき、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書その他の規程上保存すべき取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録を含む）を、定められた保存年限に基づき適正に保存する。

ロ．「インサイダー取引管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、職務上知り得た重要事実及び重要情報の管理に万全を期すとともに、特定個人情報及び個人情報については「特定個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程」に基づきその保護に努める。

ハ．グループ情報セキュリティ委員会を設置し、情報資産に対する脅威及び脆弱性を踏まえたリスク分析、対策の実施、モニタリング及び改善を行うとともにグループ全体の情報セキュリティマネジメントの円滑な遂行を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．グループリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメントの統括を行うとともに、その進捗管理及び評価を行い継続的改善を図る。また、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクを特定するとともに、各担当部門は各重要リスクについて対策を講じる。

ロ．グループ各社の製品やサービスの品質及び安全性に関しては、「グループ品質方針」及び「グループ安全性方針」に基づき、効果的かつ適切な業務の遂行を行う。

ハ．緊急事態に対するリスクの管理に関しては、「危機管理規程」「災害ＢＣＰ（事業継続計画）」等に基づき、危機発生時の被害の最小化及び早期の事業活動回復を図る。

ニ．財務報告に係るリスクに関しては、内部統制委員会において問題提起・方針決定を行い、各部門プロセスオーナーの内部統制に係る整備・運用の統括を行うとともに、グループ経営監査室がその評価を行う。

ホ．正々堂々とした業務運営、不明朗取引の排除を徹底するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては警察等関係行政機関及び顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度で臨む。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入する。

ロ．取締役会は原則毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款に定める事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、職務執行の監督を行う。また、グループ戦略会議を３か月に１回以上開催し、重要事項に関する執行方針を審議する。

ハ．中期経営計画に基づくグループ各社の事業計画を策定し、取締役・執行役員を中心に構成されるグループ戦略会議においてその進捗管理を行う。

ニ．「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化・迅速化を図る。

ホ．経営上の諸問題に関し、必要に応じて弁護士その他の専門家から各種アドバイス等を受け、経営判断上の参考とする。

⑤ 当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団）における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の自主責任経営を尊重しつつも、当社グループとしての業務の適正性を確保するために、グループ各社に対し、当社の「グループ企業理念」及び「グループ行動基準」の周知徹底を図る。また、「グループポリシー管理規程」に基づき、準拠すべき基本的な精神・姿勢を示すグループポリシーの整備・運用を図り、当社グループとしての一体感醸成に努める。

ロ．グループサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティを巡る課題に対して当社グループ各社が協働又は単独で取り組む事項について取締役会へ提言又は報告を行うほか、取締役会からのサステナビリティに関する諮問事項に対する審議・報告を行う。また、当社グループ内外のステークホルダーとの対話を通じて信頼関係を構築し、当社グループと社会のサステナビリティの両立を図る。
ハ．子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的及び適時に必要な報告を受け経営実態を把握するとともに、必要な助言及び指導を行う。
ニ．グループ経営監査室は、定期的に子会社監査を実施する。
ホ．監査役は、子会社の情報収集に努め、取締役の子会社管理に関する職務の執行状況を監視する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
イ．監査役が補助使用人を求めた場合、グループ経営監査室のメンバーが兼務して対応する。
ロ．監査役から指示された補助使用人としての業務については、取締役の指揮命令系統からは独立し、監査役に属するものとし、当該補助使用人の人事異動等については監査役の同意を得て行う。
ハ．補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、監査役は取締役会に対して必要な要請を行う。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
イ．監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
ロ．監査役は、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの役職員に対しその説明を求めることができる。
ハ．取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告する。
ニ．取締役の不正行為の通報は、当社グループの役職員から監査役に行うものとし、通報者が不利な取扱いを受けないようにする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ．グループ経営監査室は、内部監査の計画及び結果について適時に監査役に報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を保つものとする。
ロ．監査役は、会計監査人との定期的な打合せ等を通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を行い、監査活動の効率化と質的向上を図る。
ハ．監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち意見交換を行うとともに、社外取締役と情報交換及び認識共有を図り、代表取締役及び社外取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
ニ．監査役は、グループ会社の監査役と相互に情報交換等緊密な連携を保つものとする。
ホ．監査役が職務の執行上必要と認める費用については、請求により会社は速やかに支払うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① グループガバナンス会議を事業年度末に開催し、「業務の適正を確保するための基本方針」その他ガバナンスに関する当社グループの基本方針及びこれらの方針に基づく当事業年度における運用状況の確認及び審議を行った後、取締役会に対する報告・提言を行いました。

② グループコンプライアンス委員会を、沢井製薬の企業風土改革プロジェクトの一環として毎月開催いたしました。また、外部識者として弁護士が参加する運用に変更し、企業倫理の浸透とコンプライアンス意識の向上を図っております。全社員を対象に毎月eラーニングによる研修を実施いたしました（うち、薬機法、ＧＭＰ、ＧＱＰに関する研修は８回)。

③ グループリスクマネジメント委員会を年２回(７月・12月)開催し、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクの特定を図っております。７月に外部講師によるオールハザードＢＣＰの研修会を開催し、12月には委員会メンバーを対象にしたＡＥＤ講習を開催いたしました。

④ グループ情報セキュリティ委員会を年４回開催するとともに、社員教育としてeラーニング２回、標的型メール攻撃訓練を２回、担当者向け教育として外部講師によるサイバー犯罪の対策講義、外部機関による情報セキュリティアセスメントを実施しました。また、情報セキュリティ管理・対策が適切に実施されていることの客観的な証明としてグループIT部にてISMS認証の改訂審査対応を実施中です。引き続き情報管理の徹底を図ってまいります。

⑤ グループサステナビリティ委員会を年４回開催し、中期経営計画期間中のサステナビリティ目標の進捗確認、人権尊重、パートナーシップ構築宣言のために必要な対策及びインターナルカーボンプライシングの設定等に関する審議を行ったほか、地球環境チーム、社会貢献チーム、ガバナンスチームが行うサステナビリティを巡る課題への対応又は取組みを指示、支援するとともに取締役会への報告・提言を実施いたしました。

⑥ 「グループ品質方針」及び「グループ安全性方針」に基づき品質及び安全性に関する業務について再徹底・再教育いたしております。
テプレノンカプセル50mg「サワイ」の不適切な安定性モニタリング試験に対する再発防止策として、沢井製薬が2023年10月23日に発表した「再発防止に向けた取り組み」及び業務改善命令に対し策定した改善計画に従って、沢井製薬のみならず当社グループの役員・従業員が一丸となって取り組んでおります。

⑦ 「危機管理規程」及び「災害ＢＣＰ」に基づき、社員の安否確認等災害を想定した訓練の実施や災害備蓄品を全拠点に配備や新旧の入替等を実施してきました。また、11月５日の津波防災の日に合わせてシェイクアウト訓練を実施いたしました。

⑧ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案し、策定した実施計画に基づいた内部統制評価を行っております。また、内部統制委員会を２回実施し、内部統制レベルの維持・向上を図っております。

⑨ 取締役会を14回開催し、法令・定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、法令等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しております。また、グループ戦略会議において取締役会に付議する重要事項や、月次の経営成績の分析・対策を検討しております。

⑩ 「指名・報酬等ガバナンス委員会」を７回開催し、取締役の選解任、経営陣幹部及び執行役員の報酬に関する事項を審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。

⑪ グループ会社に対して、「企業理念」「行動基準」及び経営方針の徹底を図るとともに、「グループポリシー管理規程」に基づきグループポリシーの整備・運用を図っております。2024年度は、「Sawai Group Human Rights Policy」（グループ人権ポリシー）を整備しました。

⑫ 監査役は、重要な会議への出席、会計監査人との定期的な会合、グループ経営監査室との連携並びに代表取締役及び社外取締役との定期的な情報交換等を行うとともに、監査役会を15回開催し、監査方針・監査計画の決定及び内部統制システムの整備・運用状況の検討等を行いました。

⑬ グループ行動基準の改定に当たって、より幅広い検討・審議を反映するため、改定権限を社長決裁からグループ戦略会議に変更しました。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えております。

当社の前身であり、当社グループの中核会社である沢井製薬は、1948年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。当社の企業価値の源泉は、当社グループの中核事業であるジェネリック医薬品製造販売業にとって最も重要とされる３つの要素「品質」、「安定供給」、「情報提供」において長年に亘って蓄積してきた経営ノウハウであると考えており、そのノウハウを活かすことによってさらなる企業価値の向上に努めるほか、投資家・株主との建設的な対話を行って適正な評価に反映されるよう取り組んでおります。

当社は、当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大規模買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの、買収者が本来享受すべきではない利益を買収を通じて得るもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資するものとは認められないものも少なくありません。当社株式の買付を行う者が上記の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、当社株式の大規模買付等を行おうとする者が現れた場合には、当該大規模買付者に対して積極的に情報提供を求め、独立した立場にある社外取締役の積極的な関与のもと当社取締役会における真摯な検討を経て、当社の意見及び理由をすみやかに開示し透明性を確保することで、株主の皆様が適切に判断できるよう努め、株主共同の利益の最大化を図ります。そのため、必要に応じて会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針実現のための取り組み

当社は、上記の基本方針実現のために、次の３点に取り組んでまいります。

①中期経営計画及び長期ビジョンの達成

2030年度の目標として描いた長期ビジョン「Sawai Group Vision 2030」及び2027年までの中期経営計画「Beyond 2027」に掲げた諸施策を確実に実施することで企業価値の向上を図ります。

＜長期ビジョン「Sawai Group Vision 2030」＞

創りたい世界像： より多くの人々が身近にヘルスケアサービスを受けられ、社会の中で安心して活き活きと暮らせる世界

ありたい姿　　： 個々のニーズに応じた科学的根拠に基づく製品・サービスを複合的に提供することで、人々の健康に貢献し続ける存在感のある会社

＜中期経営計画「Beyond 2027」の重点テーマ＞

・土台となる重点テーマ：信頼される企業基盤の確立

・事業戦略重点テーマ

(1) GE市場における着実な成長

(2) GEビジネスの持続性確立

(3) 成長分野への継続的投資

・経営基盤重点テーマ

(1) 持続的成長を支える人財の創出

(2) サステナビリティへの取り組み

(3) 資本効率改善

②コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化

外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築するとともに、公正さと透明性の高い経営を実現していくために、次の項目の充実を図ります。

１．株主の権利・平等性の確保

２．株主以外のステークホルダーとの適切な協働

３．適切な情報開示と透明性の確保

４．取締役会等の責務

５．株主との対話

③株主還元

将来の企業価値向上に資する研究開発や設備投資など新たな成長につながる投資と株主還元のバランスに配慮するとともに、中長期的な利益水準、DOE等を総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的な配当を行うことを株主還元の基本とし、フリーキャッシュフロー、市場動向等を踏まえ、 機動的に自己株式の取得を行い、資本効率向上と株主還元の充実を図ります。

連結財政状態計算書

(2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		**負債及び資本**	
流動資産		**負債**	
現金及び現金同等物	38,785	**流動負債**	
売上債権及びその他の債権	48,879	仕入債務及びその他の債務	50,777
棚卸資産	109,867	社債及び借入金	21,503
その他の金融資産	2,480	未払法人所得税等	1,858
その他の流動資産	812	返金負債	1,109
流動資産合計	**200,823**	引当金	234
非流動資産		その他の金融負債	5,237
有形固定資産	111,876	その他の流動負債	5,339
無形資産	27,196	**流動負債合計**	**86,058**
その他の金融資産	4,134	**非流動負債**	
その他の非流動資産	463	社債及び借入金	69,836
繰延税金資産	4,933	引当金	92
非流動資産合計	**148,601**	その他の金融負債	7,456
		その他の非流動負債	432
		繰延税金負債	138
		非流動負債合計	**77,955**
		負債合計	**164,012**
		資本	
		資本金	**10,053**
		資本剰余金	**37,767**
		利益剰余金	**168,815**
		自己株式	**△33,243**
		その他の資本の構成要素	**2,020**
		親会社の所有者に帰属する持分合計	**185,412**
		資本合計	**185,412**
資産合計	**349,425**	**負債及び資本合計**	**349,425**

注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結純損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
継続事業	
売上収益	189,024
売上原価	△132,673
売上総利益	**56,352**
販売費及び一般管理費	△23,518
研究開発費	△12,593
その他の収益	845
その他の費用	△278
営業利益	**20,807**
金融収益	151
金融費用	△1,039
税引前当期利益	**19,919**
法人所得税	△6,187
継続事業からの当期利益	13,732
非継続事業	
非継続事業からの当期利益	9,796
当期利益	**23,528**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	23,528

注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	合計		
当期首残高	10,020	37,734	149,645	△2	15,264	212,662	5,369	218,030
当期利益			23,528			23,528	－	23,528
その他の包括利益					△11,562	△11,562	－	△11,562
当期包括利益計	－	－	23,528	－	△11,562	11,966	－	11,966
新株の発行	33	33			△66	0		0
自己株式の取得				△33,241		△33,241		△33,241
配当			△6,070			△6,070	－	△6,070
子会社の支配喪失に伴う変動						－	△5,369	△5,369
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			1,713		△1,713	－		－
株式報酬取引					96	96		96
所有者との取引額合計	33	33	△4,357	△33,241	△1,683	△39,215	△5,369	△44,584
当期末残高	10,053	37,767	168,815	△33,243	2,020	185,412	－	185,412

注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる記載及び開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	５社
・連結子会社の名称	沢井製薬株式会社
	メディサ新薬株式会社
	化研生薬株式会社
	トラストファーマテック株式会社
	Sawai USA Inc.

なお、2024年４月２日に当社の持株会社であるSawai America Holdings Inc.（以下「SAH」という。）の全株式、並びにその傘下にあるSawai America LLC（以下、「SAL」という。）の当社持分とUpsher-Smith Laboratories, LLC（以下「USL」という。）の持分をSALへの共同出資者であるSumitomo Corporation of Americas（以下、「SCOA」という。）とともに、Bora Pharmaceutical Holdings, Inc.（以下「Bora」という。）に譲渡したため、連結子会社でなくなりました。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数	該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

5. 重要な会計上の見積り、判断及び仮定

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額並びに偶発資産及び負債の開示に影響を及ぼす見積り、判断及び仮定の設定を行うことが義務付けられております。実際の結果は当該見積りと異なる場合があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続的に見直されます。会計上の見積りの変更は、見積りが見直され影響を受ける将来の期間に認識されます。

会計方針の適用及び連結計算書類に重要な影響を及ぼす会計上の見積り、判断及び仮定は、次のとおりであります。

・収益認識における変動対価の測定（注記Ⅰ．6.（4）参照）

・無形資産の減損テスト（注記Ⅰ．6.（1）②及び注記Ⅲ.参照）

・繰延税金資産の回収可能性（注記Ⅰ．6.（8）参照）

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　4,933百万円

・米国における広域係属訴訟に対する金融負債（注記Ⅰ．6．(3) ②〈3〉参照）

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　5,101百万円

6. 会計方針に関する事項

（1）有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法並びに減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産の減価償却は、各資産の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて計上しております。使用権資産の減価償却は、リース期間の終了時までに所有権が移転しない限り、リース期間又は耐用年数のいずれか短い期間にわたり、定額法に基づいて計上しております。これらの資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な資産の種類別の耐用年数は、次のとおりであります。

・ 建物及び構築物　　2～50年

・ 機械装置及び運搬具　　2～20年

・ 工具、器具及び備品　　2～20年

なお、減価償却方法、残存価額及び耐用年数は、少なくとも期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

② 無形資産

〈1〉仕掛中の研究開発

仕掛中の研究開発は、開発段階にある製品に関連する無形資産であります。当該資産は未だ使用可能な状態にないため償却されず、年次及び減損の兆候がある場合はその都度減損テストを実施します。プロジェクトの事業性の悪化又は開発の中止が生じた場合、当該資産は回収可能価額まで減額され、減損損失が連結純損益計算書の研究開発費に認識されます。 開発プロジェクトが正常に完了すると、当該資産は仕掛中の研究開発から製品に係る無形資産に振り替えられます。

〈2〉製品に係る無形資産

製品に係る無形資産は、見積耐用年数（6年から10年）にわたって定額法で償却されます。減損の兆候がある場合、それぞれの製品に係る無形資産の回収可能価額が見積もられ、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額は回収可能価額まで減額され、減損損失が純損益に認識されます。製品に係る無形資産のうち当社グループで開発されたものに係る償却費及び減損損失は連結純損益計算書の研究開発費に認識されます。また個別に取得した無形資産及び企業結合で取得した無形資産に係る償却費及び減損損失は連結純損益計算書の販売費及び一般管理費に認識されます。

〈3〉ソフトウェア

ソフトウェアは、見積耐用年数（3年から5年）にわたって定額法で償却されます。償却費はソフトウェアの機能に応じて連結純損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費並びに研究開発費に認識されます。

③　非金融資産の減損

当社グループでは、期末日現在で、棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産の減損の兆候を評価しております。

減損の兆候がある場合又は年次で減損テストが要求されている場合には、各資産の回収可能価額の算定を行っております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額で測定しております。使用価値は、見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しており、使用する割引率は、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した利率を用いております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額より低い場合にのみ、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益として認識しております。

過年度に減損損失を認識した、のれん以外の資産又は資金生成単位については、期末日において過年度に認識した減損損失の減少又は消滅している可能性を示す兆候の有無を評価しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻入れております。減損損失の戻入れは、純損益として認識しております。

④ リース

〈1〉リースの定義

当社グループは、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含むと判断しております。

〈2〉借手としてのリース

リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。ただし、短期リース及び少額資産のリースについては使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しており、原則としてリース料をリース期間にわたり定額法で費用として認識しております。

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料をリースの計算利子率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利子率を割引率として使用しております。当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。指標又は利率の変更に伴い将来の支払リース料に変動が生じた場合、残存価額保証の見積りに変更が生じた場合、購入、延長あるいは終了のいずれかの選択権を行使するかの判断を変更した場合には、再測定しております。

使用権資産は取得原価で当初測定しております。取得原価は、リース負債の当初測定の金額、リース開始日以前に支払ったリース料（リース・インセンティブ調整後）、当初直接コスト、原資産の解体並びに除去及び原状回復コストの当初見積額で構成されております。当初認識後は原価モデルを採用し、リース期間と使用権資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって定額法により減価償却を行っております。使用権資産の見積耐用年数は、原資産の耐用年数と同じ基準で決定されます。

連結財政状態計算書において、使用権資産は有形固定資産に、リース負債はその他の金融負債（流動及び非流動）に含まれております。

〈3〉セール・アンド・リースバック

当社グループは、セール・アンド・リースバック取引に関し、資産の譲渡が売却として会計処理されるかを判断するため、履行義務がいつ充足されるのかを検討しております。通常、法的所有権が買手である貸手に移転し、買戻し契約が存在しないかどうかを検討しております。

資産の譲渡が売却である場合、当社グループは原資産の認識を中止し、リースバックから生じた使用権資産を、原資産の従前の帳簿価額のうち当社グループが保持する使用権の割合で算定された額で認識しております。買手である貸手に移転した権利に係る利得又は損失は純損益に認識しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は主として、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品から構成されております。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い金額で測定しております。取得原価は主として総平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費、及びその他関連する製造費用が含まれております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(3) 金融商品の評価基準及び評価方法

金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性証券の双方を生じさせる契約をいいます。当社グループでは、契約上の当事者となった時点で金融資産及び金融負債を当初認識しております。なお、当社グループはデリバティブ資産及びデリバティブ債務を保有しておりません。

① 金融資産

〈1〉当初認識及び測定

全ての金融資産は購入した場合その取引日に当初認識しております。原則として、(後述の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き) 金融資産は公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初測定しております。ただし、売上債権など重要な資金調達要素が含まれていない金融資産については取引価格で当初測定しております。

金融資産は、当初認識時に償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。この分類は、金融資産が負債性金融商品か資本性金融商品かによって以下のように行っております。

(a) 負債性金融商品である金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産に分類されない場合、以下の条件がともに充足されれば、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

・金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

上記に該当しない場合、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、負債性金融商品である金融資産のうち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を保有しておらず、償却原価で測定する金融資産を保有しております。

(b) 資本性金融商品である金融資産

当社グループは、保有する全ての資本性金融商品である金融資産について、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産とする取消不能の選択を行いました。トレーディング目的の金融資産は保有しておりません。

〈2〉事後測定

(a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却、減損及び認識を中止した場合の利得及び損失は、純損益として認識しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の公正価値の変動額は、純損益に認識しております。また、資本性金融商品である金融資産の公正価値の変動額はその他の包括利益に認識し、累積利得又は損失は、認識を中止した場合に利益剰余金に振り替えております。

〈3〉減損

当社グループでは、(a)売上債権及び契約資産、並びに(b)売上債権及び契約資産を除くその他の負債性金融資産に関して、予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

(a)売上債権及び契約資産

当社グループは当該資産について、全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

(b)売上債権及び契約資産を除くその他の負債性金融資産

当社グループは当該資産について、12か月の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。ただし、当該資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かについて、当社グループは過度のコストや労力をかけずに入手可能で、目的適合性があり合理的で裏付け可能な関連情報を考慮しております。これには、当社グループの過去の経験や十分な情報に基づいた信用評価に基づく定量的情報と定性的情報及び分析が含まれ、将来的な情報も含まれます。

当社グループは、合理的な理由なく期日を経過した金融資産については、過去より債務不履行リスクが増大することから、そのような場合に信用リスクが著しく増大していると判断しております。さらに、当社グループでは次の観察可能な情報に基づいて、債務者に支払遅延の兆候があれば金融資産が債務不履行に陥っていると判断しております。

・債務者の著しい財政的困難

・契約違反

・債務者の倒産又はその他の財政的な再編を行う可能性が高いこと

当社グループでは、債務不履行の生じた金融資産は信用減損しているものと判断しております。

予想信用損失は、信用損失を発生確率で加重平均した見積りであります。信用損失は、キャッシュ不足額全額（すなわち、契約に従って企業に支払われるべきキャッシュ・フローと当社グループが受け取ると予想するキャッシュ・フローの差額）の現在価値で測定しております。予想信用損失は金融資産の実効金利で割り引いております。

〈4〉認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てが移転している場合において、認識を中止しております。

② 金融負債

〈1〉認識及び測定

当社グループは、全ての金融負債を契約当事者となった時点で当初認識しております。金融負債は、公正価値から直接起因する取引コストを控除した金額で当初認識しております。当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得又は損失は、金融収益又は金融費用として純損益で認識しております。

〈2〉認識の中止

金融負債は、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効になった場合に認識を中止しております。

〈3〉米国における広域係属訴訟（Multi District Litigation, 以下「MDL訴訟」という。）に対する金融負債

当社は、2024年1月16日に、当社が保有する米国事業の持株会社であるSAHの全株式、並びにその傘下にあるSALの当社持分とUSLの持分を、SALへの共同出資者であるSCOAとともに、Boraに譲渡することを決議し、2024年4月2日をもって譲渡が完了しました。

上記のBoraとの持分譲渡契約において、USLが被告となっている反トラストに係るMDL訴訟に関する訴訟対応費用及びその帰結（判決、和解等に基づく損害賠償）に対して一定の責任を負う旨が規定されております。

当社におきましては、Bora及び訴訟代理弁護士と密接に連携をとるとともに、本件について対処する法律事務所を独自に起用することを通して、本訴訟の実態を適時に把握する体制をとっております。

上記体制に基づいて、現時点で見積もられた想定負債合計を非流動負債のその他の金融負債として計上しております。

③ 金融資産と金融負債の相殺

当社グループでは、金融資産と金融負債を相殺する法的に強制可能な権利を現在有し、かつ、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有している場合にのみ、金融資産と金融負債を相殺し、その純額を連結財政状態計算書上に表示しております。

(4) 収益の認識基準

当社グループは、ジェネリック医薬品を、卸売業者、販売会社、小売店などに販売することにより収益を獲得しております。製品及び商品の販売に係る収益は、製品及び商品に係る支配が顧客に移転した時点で認識しております。製品及び商品に係る支配は通常、顧客が製品を受領した時点で移転されます。認識される収益の金額は、製品及び商品と引き換えに受領が見込まれる対価を反映した金額に基づいております。

当該対価は、固定金額のほか変動対価も含まれております。変動対価は、重大な戻入が生じない可能性が高い場合にのみ認識しております。変動対価の主要な要素は以下のとおりであります。

① リベート

リベートとは、顧客に付与された、予め決定された販売数量の達成等の条件に応じて当社グループが支払うインセンティブ・プログラムであります。リベートは、個別の契約合意事項に従い支払われ、売上収益から控除する形で計上されます。

リベートに係る負債は過去実績に基づいて見積もられ、関連する売上収益が認識される時点で計上されます。負債の見積りに用いる仮定には、翌期に適用される割戻率の推定が含まれます。

連結財政状態計算書上、リベートに係る負債は返金負債として表示されます。

② 返品

当社グループでは、回収対象品などの一部製品及び商品の返品を受け入れております。返品に係る負債は、過去の返品率に請求金額を乗じた金額に基づき、販売から返品までのタイムラグ、取引先の保有する当社グループ製品の見積在庫数量等の要因を勘案して見積られ、収益から控除する形で返金負債として認識されます。なお、返品される製品は原則として廃棄されるため、資産として認識しておりません。

(5) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として法的又は推定的な現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額につき信頼性のある見積りができる場合に引当金を計上しております。当社グループの引当金は、主に製品安全性評価引当金で構成されております。

(6) 従業員給付

当社グループは、退職後給付制度として確定拠出制度を採用しております。当該制度のもと、当社グループは事業主として一定額の掛金を独立した運営機関に拠出するとともに、従業員も一定額の掛金を拠出します。従業員の退職給付に充てるために必要な資産がない場合、当社グループは追加の支払いを行う法的又は推定的義務を負いません。確定拠出型の退職給付費用は、従業員が役務を提供した期に費用として認識しております。

短期従業員給付については、従業員が関連するサービスを提供した期間に費用として計上しております。

(7) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。

決算日における外貨建金銭債権債務は、決算日の為替レートで、取得原価で測定される外貨建非貨幣性資産負債は、取得日の為替レートで、それぞれ機能通貨に換算しております。

当該換算及び決済により生じる換算差額は連結純損益計算書上、金融収益及び費用として認識しております。

② 在外営業活動体

日本円以外を機能通貨としている在外営業活動体については、資産及び負債は決算日の為替レート、収益及び費用は取引日の為替レート又はそれに近似する期中平均レート等の為替レートでそれぞれ換算しております。

当該換算により生じる換算差額は、その他の包括利益として認識し、連結財政状態計算書のその他の資本の構成要素に累積しております。在外営業活動体が処分される場合には、当該在外営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分した期の損益に振り替えております。

(8) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産及び負債は、期末日に施行又は実質的に施行される法律に基づいて一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。

繰延税金資産は、未使用の税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる課税所得金額の発生見込みは事業計画を基礎としておりますが、当該事業計画には開発中の製品の上市及び市場シェアの拡大による販売数量の増加等並びに将来の薬価改定による影響等を主要な仮定として織り込んでおります。繰延税金資産は期末日毎に見直し、一部又は全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼得する可能性が高くなくなった部分について減額しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

Ⅱ．連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権　18百万円

(2) 有形固定資産減価償却累計額及び減損損失累計額　123,250百万円

(3) 偶発債務

当社グループの連結子会社である沢井製薬は以下の訴訟案件の被告となっております。

① ナルフラフィン塩酸塩OD錠2.5μg「サワイ」製造販売に係る特許権侵害訴訟

2018年12月、東レ株式会社（以下、「東レ」という。）は沢井製薬に対して、ナルフラフィン塩酸塩OD錠2.5μg「サワイ」の製造販売行為が、東レが保有する延長特許権を侵害するとして訴訟を提起されております。当社は沢井製薬が製造販売するナルフラフィン塩酸塩OD錠2.5μg「サワイ」が、東レの延長特許権を侵害している事実は無いものと考えており、その正当性を本件訴訟にかかる手続の中で明らかにしていく方針です。

② テリパラチド皮下注用56.5μg「サワイ」製造販売に係る特許権侵害訴訟

2022年４月、旭化成ファーマ株式会社（以下、「旭化成ファーマ」という。）は沢井製薬に対して、テリパラチド皮下注用56.5μg「サワイ」の製造販売行為が、旭化成ファーマが保有する特許権を侵害するとして訴訟を提起されております。2024年9月、大阪地方裁判所において、沢井製薬から旭化成ファーマへ損害賠償額3,064百万円の支払いを命じる第一審判決の言い渡しを受けております。同年10月、沢井製薬はこれを不服とし知的財産高等裁判所に控訴しております。なお、第一審判決には仮執行宣言が付されておらず、沢井製薬は損害賠償額の支払いや強制執行停止申立てのための預託金の供託を行っておりません。当社は沢井製薬が製造販売するテリパラチド皮下注用56.5μg「サワイ」が、旭化成ファーマの特許権を侵害している事実は無いものと考えており、その正当性を本件訴訟にかかる手続の中で明らかにしていく方針です。

当社グループは、当連結会計年度末時点で、上記の訴訟が解決し資源が流出する可能性は高くないと判断していることから、当該訴訟に関する負債を認識しておりません。将来当該訴訟が解決し一定額の支払いが生じる場合、当該訴訟に対する資源の流出が生じ、当社グループは損失を認識することになります。

Ⅲ．連結純損益計算書に関する注記

（1）減損損失

当社グループの減損損失は、主に製品に係る無形資産及び仕掛中の研究開発から生じたものです。

製品に係る無形資産については減損の兆候が生じたときに、また仕掛中の研究開発については年次でそれぞれ減損テストを実施しております。回収可能価額は個別資産の使用価値に基づいており、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く形で算定されます。当連結会計年度末における割引率は、税引前加重平均資本コストを基礎としており4.9%となっております。将来キャッシュ・フローには、将来の販売価格及び数量の変動、原価、シェアを維持するために必要な将来の支出、及び規制当局による承認など、様々な仮定が含まれます。経営者は、当該仮定を過去の経験に基づき評価し、市場環境の変化や競争による販売減少等を考慮した予算及び経営計画を通じて見直しております。これらの仮定に変更が生じると、減損損失の額に影響を与える可能性があります。

当連結会計年度において認識された、製品に係る無形資産及び仕掛中の研究開発に係る減損損失は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

製品に係る無形資産	仕掛中の研究開発	合計
391	2,685	3,076

製品に係る無形資産の減損損失は、薬価改定の影響等により収益性が悪化したことによるものであります。また、仕掛中の研究開発の減損損失は、開発の中止及び市場環境の変化や競争による収益性の悪化が見込まれたことによるものです。上記減損損失は、連結純損益計算書の研究開発費に含まれております。

Ⅳ．連結持分変動計算書に関する注記

1．その他の資本の構成要素

（単位：百万円）

	新株予約権	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の変動	在外営業活動体の換算差額	合計
期首残高	397	3,185	11,682	15,264
その他の包括利益	－	106	△11,668	△11,562
当期包括利益計	－	106	△11,668	△11,562
新株の発行	△66	－	－	△66
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	△1,713	－	△1,713
株式報酬取引	96	－	－	96
所有者との取引額合計	31	△1,713	－	△1,683
期末残高	428	1,579	13	2,020

2．発行済株式の種類及び総数

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首	増　　加	減　　少	当連結会計年度末
普通株式	43,803,339	87,666,078	－	131,469,417

(注) 1．2024年5月13日開催の取締役会決議により、2024年10月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行いました。
2．普通株式の発行済株式総数の増加87,666,078株は、株式分割による増加87,646,278株及び新株予約権の行使による増加19,800株（株式分割前）であります。

3. 自己株式の種類及び総数

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首	増　　加	減　　少	当連結会計年度末
普通株式	366	16,017,737	－	16,018,103

(注) 1．2024年5月13日開催の取締役会決議により、2024年10月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行いました。
2．当社は、2024年６月25日開催の取締役会において、2024年７月１日から2025年３月31日までを取得期間とした自己株式の取得を決議しております。
3．自己株式の増加16,017,737株は、株式分割による増加5,006,398株、自己株式の取得による増加11,011,200株（株式分割前2,502,700株、株式分割後8,508,500株）及び単元未満株式の買取による増加139株（株式分割前133株、株式分割後6株）であります。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2024年6月25日定時株主総会	普通株式	2,847	65	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月11日取締役会	普通株式	3,223	78	2024年９月30日	2024年12月２日

（注）2024年10月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行いました。基準日が2024年9月30日以前の１株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年６月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	配当金の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	3,117	27	2025年３月31日	2025年６月26日

5. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　319,800株

Ⅴ．収益認識に関する注記

1．収益の分解

当社グループは、ジェネリック医薬品を卸売業者、販売会社及び小売業者等の顧客に販売することで専ら収益を認識しております。製品及び商品の販売に係る収益は、製品及び商品に係る支配が顧客に移転した時点で認識されます。一定期間にわたり収益を認識する顧客との契約はありません。

当社グループの薬効別売上収益は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

薬効別分類	金額
循環器官用薬	42,565
中枢神経系用薬	25,711
その他の代謝性医薬品	20,562
消化器官用薬	20,403
血液・体液用薬	17,823
抗生物質製剤	10,668
アレルギー用薬	8,898
ビタミン剤	7,115
化学療法剤	7,022
呼吸器官用薬	6,929
腫瘍用薬	6,445
泌尿生殖器官及び肛門用薬	5,184
その他	9,699
合計	189,024

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　6. 会計方針に関する事項（4）収益の認識基準」に記載のとおりであります。

3. 契約残高

報告期間の末日に顧客から受領した前受金及び未実行の履行義務はないことから、当社グループは契約負債を認識しておりません。

報告期間の末日において、連結財政状態計算書の「売上債権及びその他の債権」に含まれる売上債権は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	金額
売上債権	45,987

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、流動性リスク及び市場リスク)にさらされております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、顧客又は金融商品の取引相手が契約上の義務を履行しないことにより損失を被るリスクをいい、主として当社グループの売上債権及び契約資産から生じます。

当社グループでは、新規顧客の信用力を個別に又は一定の顧客グループに区別して調査するという管理方針を採用しております。さらに、顧客の信用力は継続的にモニターされ、当社グループの信用リスク管理方針に従い、予想信用損失引当金の評価に反映しております。

② 流動性リスク管理

流動性リスクとは、支払期日に支払うという金融負債の義務を当社グループが履行できないリスクであります。当社グループは資金計画を適時に作成、更新することにより、社債及び借入金の流動性リスクの低減を図っております。

③ 市場リスク管理

市場リスクとは、為替、金利及び株価といった市場価格の変動リスクであり、当社グループの収益又は保有する金融商品の価値に影響を及ぼすものです。市場リスク管理の目的は、市場リスク・エクスポージャーを許容範囲内に管理しながら、リターンを最大化することにあります。

〈1〉為替リスク

外貨建ての仕入債務（主として米ドル建て）について為替の変動リスクに晒されております。当社グループは、リスク管理方針に基づき米ドル建ての外貨預金を活用することにより為替リスクのエクスポージャーをヘッジしております。

〈2〉金利リスク

社債及び長期借入金の金利は、支払金利の変動リスクを避ける目的での固定金利調達を主としておりますが、一部は変動金利での調達であるため、金利の変動リスクに晒されております。

〈3〉株価変動リスク

当社グループは特定の会社の株式を保有しており、市場価格リスクに晒されております。当該株式は、顧客又は他の取引先との関係を考慮し、経営戦略の一環として取得されたものです。当社グループは、戦略面及び財務面の観点から保有の合理性を取締役会で定期的に検証し、株式保有を必要最小限にしております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

① 公正価値の算定方法

(ⅰ)株式

市場性のある株式の公正価値は市場価格を用いて測定しております。活発な市場が存在しない株式は、純資産価額や当該投資先が保有する主要な資産等の定量的な情報を総合的に考慮した適切な方法により、公正価値を測定しております。

(ⅱ)社債及び借入金

これらの公正価値は、元利金の合計額について同様の新規資金調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

② 公正価値の階層(公正価値ヒエラルキー)

公正価値で計上される金融商品を評価方法ごとに分析した表は、次のとおりであります。

それぞれのレベルは、以下のように定義付けられております。

レベル１：活発な市場における同一資産・負債の市場価格(調整前の価格)

レベル２：レベル１に含まれる市場価格以外の、資産・負債について直接的(すなわち価格として)又は間接的(すなわち価格に起因して)に観察可能なインプット

レベル３：観察可能な市場データに基づかない資産・負債についてのインプット(観察不能なインプット)

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は、次のとおりであります。なお、連結財政状態計算書において、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が近似している金融商品は、以下の表に含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融負債		
借入金	64,276	63,533
社債	19,906	19,693
合計	84,182	83,227

上記以外の金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しております。

なお、社債及び借入金の公正価値のレベルはレベル２であります。

連結財政状態計算書において公正価値で認識されている金融商品のレベル別内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品				
株式	1,953	－	1,793	3,746
合計	1,953	－	1,793	3,746

レベル間の振替が行われた金融商品はありません。

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

1. １株当たり親会社所有者帰属持分 1,605円98銭

2. 基本的１株当たり当期利益

継続事業 110円75銭

非継続事業 79円01銭

基本的1株当たり当期利益 189円77銭

(注) １株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的１株当たり当期利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

Ⅷ. 非継続事業

(1) 非継続事業の概要

当社は、2024年１月16日開催の取締役会において、当社が保有する米国事業の持株会社であるSAHの全株式、並びにその傘下にあるSALの当社持分とUSLの持分を、SALへの共同出資者であるSCOAとともに、Boraに譲渡することを決議し、同日付で当該契約を締結いたしました。

これにより、米国事業に関する損益を非継続事業に分類しております。

(2) 非継続事業の損益

(単位：百万円)

	金額
非継続事業の損益	
収益（注）	12,955
費用	－
非継続事業からの税引前当期利益（△損失）	12,955
法人所得税費用	△3,159
非継続事業からの当期利益（△損失）	9,796
非継続事業からの当期利益（△損失）の帰属	
親会社の所有者	9,796
非支配持分	－
合計	9,796

(注) 当連結会計年度において、米国事業を譲渡したことによる関係会社株式売却益12,955百万円が含まれております。

Ⅸ．重要な後発事象に関する注記

（自己株式の消却）

当社は2025年４月25日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施しました。

(1)　消却した株式の種類　　：当社普通株式
(2)　消却した株式の数　　：16,016,600株
　　(消却前発行済株式総数に対する割合 12.2%)
(3)　消却日　　：2025年４月30日
(4)　消却後の発行済株式総数　：115,452,817株

貸借対照表

(2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**76,944**	**流動負債**	**8,317**
現金及び預金	4,369	短期借入金	2,000
前払費用	1	1年以内返済予定長期借入金	4,346
未収収益	445	未払金	770
短期貸付金	62,500	未払費用	881
未収入金	9,622	未払法人税等	80
未収還付法人税等	2	賞与引当金	200
その他	4	役員賞与引当金	26
		その他	15
固定資産	**156,645**	**固定負債**	**62,729**
無形固定資産	12	社債	**20,000**
ソフトウェア	11	長期借入金	36,930
その他	1	損害補償損失引当金	5,798
投資その他の資産	156,634	**負債合計**	**71,046**
投資有価証券	518	**(純資産の部)**	
関係会社株式	123,981	**株主資本**	**162,166**
長期貸付金	30,000	**資本金**	**10,053**
繰延税金資産	4,034	**資本剰余金**	**163,453**
その他	121	資本準備金	10,053
貸倒引当金	△2,021	その他資本剰余金	153,400
		利益剰余金	**21,662**
		その他利益剰余金	21,662
		繰越利益剰余金	21,662
		自己株式	**△33,003**
		評価・換算差額等	**△51**
		その他有価証券評価差額金	△51
		新株予約権	**428**
		純資産合計	**162,543**
資産合計	**233,589**	**負債及び純資産合計**	**233,589**

注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金額
営業収益		
経営指導料収入	1,828	
関係会社受取配当金	15,765	
業務受託料収入	481	18,073
営業費用		
販売費及び一般管理費	3,249	3,249
営業利益		14,825
営業外収益		
受取利息及び配当金	474	
その他	2	476
営業外費用		
支払利息	510	
資金調達費用	378	
その他	17	905
経常利益		14,396
特別利益		
関係会社株式売却益	1,403	1,403
特別損失		
損害補償損失引当金繰入額	2,701	
貸倒引当金繰入額	2,021	
関係会社株式評価損	101	
投資有価証券売却損	48	4,870
税引前当期純利益		10,928
法人税、住民税及び事業税	△6,363	
法人税等調整額	6,012	△351
当期純利益		11,279

注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本					
		資本剰余金			利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	10,020	10,020	153,400	163,420	16,453	16,453
当期変動額						
新株の発行	33	33		33		
剰余金の配当					△6,070	△6,070
当期純利益					11,279	11,279
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	33	33	－	33	5,209	5,209
当期末残高	10,053	10,053	153,400	163,453	21,662	21,662

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2	189,891	△61	△61	397	190,228
当期変動額						
新株の発行		66			△66	0
剰余金の配当		△6,070				△6,070
当期純利益		11,279				11,279
自己株式の取得	△33,001	△33,001				△33,001
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			10	10	96	106
当期変動額合計	△33,001	△27,726	10	10	31	△27,685
当期末残高	△33,003	162,166	△51	△51	428	162,543

注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式…… 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等… 移動平均法による原価法

市場価格のない株式等以外のもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産… 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 損害補償損失引当金 損害補償に係る将来の損失に備えるため、当該損失の発生額を個別に見積って計上しております。

(5) 関係会社株式売却損失引当金 関係会社株式の売却に伴う損失発生に備えるため、負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の収益は、子会社からの経営指導料、業務受託料及び関係会社受取配当金となります。

経営指導にかかる契約については、当社の子会社に対し経営に関する指導、助言等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、指導、助言等を受けた当社の子会社が収益を計上するにつれて充足されるものであり、当社子会社の利益に一定の料率を乗じた金額を収益として計上しております。

子会社業務の受託にかかる契約については、子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたって収益を計上しております。

関係会社受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

Ⅱ．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

１．繰延税金資産の評価

（１）当事業年度に係る計算書類における計上額：繰延税金資産　4,034百万円

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「Ⅰ．５．重要な会計上の見積り、判断及び仮定」にて記載しているため、記載を省略しております。

2．損害補償損失引当金

（1）当事業年度に係る計算書類における計上額：損害補償損失引当金　5,798百万円

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社においては、訴訟により発生する損失に関する第三者との契約に基づく要補償額を経過状況に基づき合理的に見積り計上しておりますが、判決等の結果によっては見積額と実際の損失額に乖離が生じ、その場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	70,268 百万円
長期金銭債権	30,000 百万円
短期金銭債務	2,490 百万円

Ⅳ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	18,073百万円
営業費用	95百万円
営業取引以外の取引高	479百万円

Ⅴ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式　　16,018,103株

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	7,506	百万円
損害補償損失引当金	1,825	
貸倒引当金繰入限度超過額	636	
株式報酬費用	107	
賞与引当金	61	
減価償却超過額	45	
その他	115	
繰延税金資産小計	10,296	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,649	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,613	
繰延税金資産合計	4,034	
繰延税金負債		
その他	－	百万円
繰延税金負債合計	－	
繰延税金資産の純額	4,034	

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立し、2026年４月１日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更し計算しております。

この税率の変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が44百万円増加し、法人税等調整額が44百万円減少しております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	沢井製薬株式会社	直接 100.0	経営指導 不動産賃借 役員の兼任 業務受託 資金の貸付 資金の借入	経営指導	1,794	未収入金	408
				業務受託	447	未収入金	63
				資金の貸付	51,000	短期貸付金	50,000
						長期貸付金	20,000
				資金の返済	5,000	短期借入金	―
				利息の受取	398	未収利息	354
				利息の支払	7	未払利息	―
子会社	トラストファーマテック株式会社	直接 100.0	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	4,000	短期貸付金	12,500
						長期貸付金	10,000
				利息の受取	65	未収利息	91

（注）1．当社はグループの経営効率向上のために経営管理にかかる役務及び便益を提供しております。経営指導料等については、当社の経営指導運営コストを基礎として両者協議の上、一定の料率を決定しております。

2．当社は、子会社との間で締結した「金銭消費貸借契約書」に基づき、グループファイナンスとして資金の貸付及び借入を行っており、取引金額は当事業年度における純増減額を記載しております。また、利息については、市場金利を勘案して決定した利率に基づき支払及び受取を行っております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,404円19銭

2. 1株当たり当期純利益 90円97銭

（注）1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月22日

サワイグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大槻 櫻子

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 慧史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、サワイグループホールディングス株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、サワイグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による

重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月22日

サワイグループホールディングス株式会社
　取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大槻　櫻子

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木　慧史

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、サワイグループホールディングス株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第４期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、グループ経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号の基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月22日

サワイグループホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　坪倉忠男 ㊞

社外監査役　友廣隆宣 ㊞

社外監査役　平野潤一 ㊞

以　上

株主総会会場のご案内

場所

大阪市淀川区宮原五丁目２番30号

当社本社10階ホール

☎ 06-6105-5818



交通機関

▮ 大阪メトロ御堂筋線

東三国駅

５番出口 より徒歩約２分

▮ JR、大阪メトロ御堂筋線

新大阪駅

徒歩約10分

▮ JR

東淀川駅

西口 より徒歩約８分

※当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。



VEGETABLE OIL INK　UD FONT　FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022915